伊勢崎市

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

伊勢崎市

はじめに

現在わが国におきましては、障害の重度・重複化に加えて 介護者の高齢化が進行しており、「親なき後」への備えが急 務となっていることから、法制度の改正が相次いで行われて おります。また、2020年に開催される東京オリンピック・ パラリンピックを契機とした改革も急速に進められている ことから、障害者福祉を取り巻く環境は、めまぐるしい変化 を続けていると言えます。



このような状況の中、障害のある方が地域で安心して暮ら せる環境を整備していくためには、計画的な施策の推進が重要であります。

本市におきましては、「伊勢崎市障害者計画」及び「伊勢崎市障害福祉計画」に基づき、 障害者福祉の充実に努めてまいりました。平成29年4月に開所した障害者センターは、 その成果の1つとして挙げられるものであります。

このたび策定しました「伊勢崎市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」は、 サービス基盤を着実に整備していくことを目的として、平成30年度から平成32年度 までの福祉サービス等の必要量の見込みと、そのサービス提供体制を確保するための方 策について定めたものです。今期計画は、ライフステージに沿った切れ目のない支援を 提供していく観点から、「障害児福祉計画」を一体とした構成となっております。

本計画を実効性のあるものとするため、市民の皆様のご意見を伺いながら、関係機関との連携を深め、努力してまいりたいと考えておりますので、今後もご支援ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、市民の皆様をはじめ、伊勢崎市自立支援協議会委員の皆様並びに関係各位のご指導とご協力に対しまして、心からお礼を申し上げます。

平成30年3月

伊勢崎市長 五十嵐清隆

目 次

弗	1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• •	1
1	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			• 3
2	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	• 4
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	• 5
4	関連する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		. •	• 5
5	国の障害者施策の動向と本市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		. •	• 6
第	2章 障害のある人の状況・・・・・・・・・・・・・	•	• •	9
1	障害のある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	11
(1)身体障害者			11
(2)知的障害者			12
(3)精神障害者			13
(4)障害支援区分認定の状況			15
(5)障害児支援の状況			16
2	第4期計画の点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		17
(1)指定障害福祉サービス及び指定相談支援の進捗状況			17
(2)児童福祉法に基づく障害児支援等の進捗状況			19
(3)地域生活支援事業の進捗状況			20
第	3章 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	23
1	サービス見込量設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		25
2	基本理念・目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		26
	(1)基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	• 26
((2)成果目標(32 年度末における目標)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			28
((3)本市の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			• 35
3	計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		37
((1)PDCAサイクルの導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			• 37
(〔2〕伊勢崎市自立支援協議会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			38
第	4章 サービスの見込量とその確保の方策・・・・・・・・	•	•	39
1	サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		41
2	指定障害福祉サービス及び相談支援に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		42
(1)訪問系サービス			43
(2)日中活動系サービス			45
	1 生活介護			45
	2 自立訓練(機能訓練)			46
	3 自立訓練(生活訓練)			47
	4 就労移行支援			48

	5	就労継続支援(A型)	49
	6	就労継続支援(B型)	50
	7	就労定着支援	51
	8	療養介護	52
	9	短期入所(ショートステイ)	53
	(3)	居住系サービス	54
	1	自立生活援助	54
	2	共同生活援助(グループホーム)	56
	3	施設入所支援	57
	4	宿泊型自立訓練	58
	(4)	相談支援	59
3	障害	害児支援に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • 61
	1	児童発達支援	62
	2	放課後等デイサービス	63
	3	保育所等訪問支援	64
	4	居宅訪問型児童発達支援	65
	5	障害児入所支援(福祉型・医療型)	66
	6	障害児相談支援	67
	7	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	68
4	地拉	或生活支援事業の実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • 69
(1)될	尾施する事業の内容	70
(2) t	ナービス見込量及び設定の考え方と確保の方策	72
	1	理解促進研修•啓発事業	72
	2	自発的活動支援事業	72
	3	障害者(児)相談・生活支援事業	73
	4	成年後見制度利用支援事業	74
	5	成年後見制度法人後見支援事業	74
	6	意思疎通支援事業	75
	7	日常生活用具給付事業	76
	8	手話奉仕員養成研修事業	77
	9	移動支援事業	78
	10	地域活動支援センター事業	79
	11	福祉ホーム事業	80
	12	訪問入浴サービス事業	80
	13	聴覚障害者生活訓練等事業	81
	14	日中一時支援事業	82
	15	聴覚障害者ミニデイサービス事業	83
	16	レクリエーション活動等支援事業	84
	17	声の広報等発行事業	84
	18	朗読奉仕員養成事業	85
	19	障害者虐待防止対策支援事業	86
	20	知的障害者職親委託事業	86
	21	医療的ケア支援事業	87

第1章 計画の概要

1 計画の位置づけ

- □「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」(以下「本計画」という。)は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体として定めるものです。
- 口本計画は、サービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものであり、障害者施策 に関する本市の基本的な計画である「第2次伊勢崎市障害者計画」の理念を継承し策 定するものです。
- □本計画は、本市の最も基本となる計画である「第2次伊勢崎市総合計画」や本市の福祉分野における基本理念を定めた「第2期伊勢崎市地域福祉計画」、子ども・子育て支援施策について定めた「伊勢崎市子ども・子育て支援事業計画」、その他、本計画の関連計画との整合性を保ちつつ策定するものです。
- □本計画は、障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19の規定に基づく 基本指針(障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたって基本となる理念、サービス見込量の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組等を国が定めたもの)及び県の基本的な考え方に即して、計画対象者や推進者の事業等に対するニーズを踏まえつつ、平成32年度末²における成果目標を設定し、各年度における障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、必要な見込量、見込量確保のための方策等を定めるものです。
- 口本計画は、障害者基本法や障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、障害の有無によって 分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現 に寄与するため、サービスの提供体制の計画的な整備を図るものです。

¹ 障害者総合支援法:

正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。制度の谷間のない支援の提供等により、地域社会における共生を実現するという趣旨の下、平成25年4月に施行されました。障害者を取り巻く状況の変化に対応するため、3年を目処として内容の見直しを行うこととされています。見直しの詳しい内容については次ページを参照ください。

² 元号の表記について:

本計画では、2017年11月現在の元号を使用しています。

2

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえて国が定める、「基本指針」に即して定めるものとされています。

また、障害者総合支援法については、法の施行後3年が経過した時点で内容を見直すこととなっています。平成28年6月に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の概要は以下のとおりです。

1. 趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

2. 概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1)施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)。
- (2) 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)。
- (3)重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。
- (4)65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける。

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応

- (1)重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する(居宅訪問型児童発達支援)。
- (2)保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。
- (3)医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。
- (4)障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

(1)補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与も可能とする。 (2)都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の 効率化を図るため、所要の規定を整備する。

3 施行期日

平成30年4月1日 (ただし、2.(3)については公布の日(平成28年6月3日))

出典:厚生労働省

3 計画の期間

本計画は、平成30~32年度までの3か年計画です。

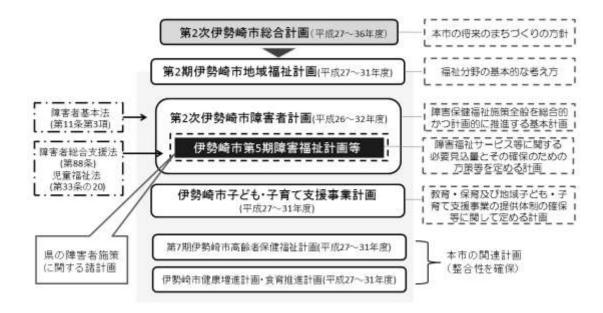
平成 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 31年度 32年度 障害者 第 1 次 計画 第2期 第3期 第4期 第5期 障害福祉 計画 見直し 見直し 見直し 見直し 障害児 第1期 福祉計画

図表1 本計画の期間

4 関連する計画

本計画は、本市の最も基本となる計画である「第2次伊勢崎市総合計画」や本市の福祉分野における基本理念を定めた「第2期伊勢崎市地域福祉計画」、子ども・子育て支援施策について定めた「伊勢崎市子ども・子育て支援事業計画」、その他、本計画の関連計画との整合性を保ちつつ策定するものです。

図表 2 本計画と関連計画との関係



5 国の障害者施策の動向と本市の取組

国の障害保健福祉施策については、障害のある人が自立した地域生活を送ることが可能となるように、住民に最も身近な市町村を中心としたサービス提供体制の構築を目指して、様々な改正が相次いで行われてきました。

平成25年4月には、本計画の根拠法令である「障害者総合支援法」が施行され(一部は平成26年4月施行)、"制度の谷間"にあった難病等により生活上の支援が必要な人もサービス受給の対象となりました。この「難病等」に該当する疾病は当初130疾病でしたが、平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部改正法」が成立したことを契機に検討が続けられており、対象範囲は徐々に拡大しています(平成29年4月1日現在、障害者総合支援法では358疾病が対象)。

平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。同法は「障害者の権利に関する条約」の第4条に規定された「差別の禁止」を具体化する法律であり、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供³」を二つの柱としています。本市においても、同法に規定された障害者差別解消支援地域協議会を平成29年2月に設置するなど、差別解消に向けた取組を推進しています。また、障害者差別解消に関連して、4月同日には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されており、雇用の分野における障害を理由とした差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務が明文化されることとなりました。

平成28年の5月には、施行から3年が経過したことを受け、障害者総合支援法の見直しが行われました(P.4参照)。また、同月には「成年後見制度利用促進法」が施行されています。同法は、障害等の理由により判断能力が十分でない人を支える重要な手段である、成年後見制度が十分に利用されていないことから制定されたもので、同法に基づいた「成年後見制度利用促進委員会」において、基本計画の作成及び欠格条項の見直し等が議論されています。本市では、地域生活支援事業の一つとして成年後見制度利用支援事業を行っており、計画値を上回るサービスを提供しているところですが(P.74参照)、引き続き利用促進に向けての情報提供等を推進していく必要があります。

平成28年6月には、あらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型社会の実現に向け、 「ニッポンー億総活躍プラン」が閣議決定されました。このプランは「介護離職ゼロ」

_

³ 合理的配慮の提供:

障害者差別解消法においては「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、 又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされる ものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

を大目標の一つとしており、介護を取り巻く環境の整備を進めることとされています。

平成28年8月には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行されました。 発達障害者支援法は、"制度の谷間"に置かれている発達障害者を支援する目的で平成 17年4月に施行されましたが、時代の変化に対応したきめ細やかな支援が求められて いることから、法律の全般にわたる改正が行われることとなりました。

平成28年10月には「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論がとりまとめられ、主任相談支援専門員(仮称)の配置や基幹相談支援センターの設置の促進等、相談支援体制のあり方についての幅広い提言が行われました。なお、本市においては平成29年4月に基幹相談支援センターが開所しています。

また、平成29年2月には、精神障害者を地域で支える医療のあり方について議論を 進めてきた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」のとりまとめも行 われ、本計画の成果目標の一つである「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築」が提唱されました(P.29参照)。本市では現在協議の場を設置するための準備 を進めており、今後は圏域ごとの協議の場を設けるための調整を県等と行っていく予定 となっています。

このほか、平成29年2月には「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が関係閣僚会議の中で決定されました。この行動計画は2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「心のバリアフリー」を推進するとしており、地域共生社会を実現するためのより一層活発な動きが期待されています。

図表 3 国の主要な動向と伊勢崎市の障害者(児)に係る計画の流れ

平成 15 年度

平成 16 年度

平成 17 年度

平成 18 年度

5 年度 📩 ◆支援費制度開始

◆精神保健医療福祉の改革ビジョン

◆発達障害者支援法の施行

◆障害者自立支援法の施行

◆障害者自立支援法の円滑施行のための特別対策

平成 19 年3月

「伊勢崎市障害者計画・第1期障害福祉計画」の策定

(平成 19~25 年度) (平成 19~20 年度)

平成 19 年度

◆学校教育法の一部改正

平成 20 年度

◆障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置

平成 21 年3月

「伊勢崎市第2期障害福祉計画」の策定

(平成 21~23 年度)

平成 21 年度

◆「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」 段階的施行開始

国における障害福祉施策

の主要な動向

平成 22 年度

- ◆障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(閣議決定)
- ◆「整備法」(障害者自立支援法等の一部改正)
- ◆障害者自立支援法改正案(障害者総合支援法)を閣議決定

平成 23 年度

◆障害者基本法の一部改正

平成 24 年3月

「伊勢崎市第3期障害福祉計画」の策定

(平成 24~26 年度)

平成 24 年度平成 25 年度

- ◆障害者虐待防止法の施行
- ◆障害者総合支援法の施行
- ◆障害者優先調達推進法の施行
- ◆障害者差別解消法の成立(一部を除き平成 28 年度施行)

平成 26 年3月

「第2次伊勢崎市障害者計画」の策定

(平成 26~32 年度)

平成 26 年度

◆精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 の施行(一部 28 年 4 月施行)

平成 27 年3月

「伊勢崎市第4期障害福祉計画」の策定

(平成 27~29 年度)

平成 27 年度 平成 28 年度

- ◆難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
- ◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行
- ¦◆障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部 「施行(障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務)
- ◆障害者総合支援法の一部改正
- ◆成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
- ◆発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行

平成30年3月

「伊勢崎市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の策定

(平成 30~32 年度)

第2章 障害のある人の状況

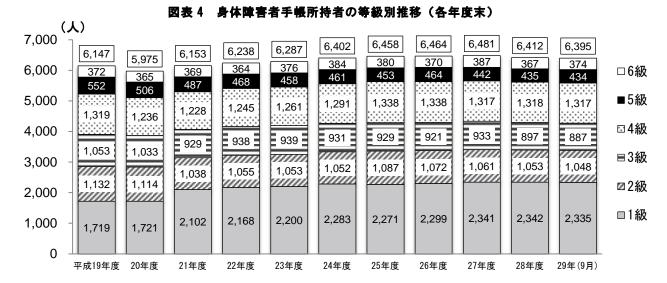
1

障害のある人の状況

(1)身体障害者

平成28年度末現在で、身体障害者手帳所持者数は 6,412 人となっており、これは同時期の市の総人口(211,970人)の3.02%にあたります。

手帳の等級分布の推移をみると、直近の3年間では最も重い1級の割合が増加しています。また、障害種別ごとにみると、全体の過半数を占める肢体不自由が減少傾向を示しており、その一方で内部障害と聴覚・平衡機能障害が増加しています。



図表 5 身体障害者手帳所持者の等級別割合の推移(各年度末:単位は%)

年度障害等級	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度 (9 月)
1 級	28.0	28.8	34.2	34.8	35.0	35.7	35.2	35.6	36.1	36.5	36.5
2 級	18.4	18.6	16.9	16.9	16.7	16.4	16.8	16.6	16.4	16.4	16.4
3 級	17.1	17.3	15.1	15.0	14.9	14.5	14.4	14.2	14.4	14.0	13.9
4 級	21.5	20.7	20.0	20.0	20.1	20.2	20.7	20.7	20.3	20.6	20.6
5 級	9.0	8.5	7.9	7.5	7.3	7.2	7.0	7.2	6.8	6.8	6.8
6 級	6.1	6.1	6.0	5.8	6.0	6.0	5.9	5.7	6.0	5.7	5.8

図表 6 身体障害者手帳所持者の障害種別割合の推移(各年度末:単位は%)

年度 障害の種別	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度 (9 月)
視覚障害	6.6	6.7	6.5	6.2	6.2	5.8	5.7	5.7	5.6	5.5	5.6
聴覚·平衡機能障害	7.4	7.7	7.4	7.4	7.4	7.5	7.7	7.7	8.3	8.3	8.7
音声・言語・そしゃく機能障害	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2
肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	55.0	54.6	55.2	55.4	55.6	54.9	54.7	54.7	53.7	52.6	52.3
内部障害	29.7	29.8	29.7	29.9	29.7	30.5	30.6	30.6	31.5	31.6	32.2

注:四捨五入により合計が一致しないことがあります

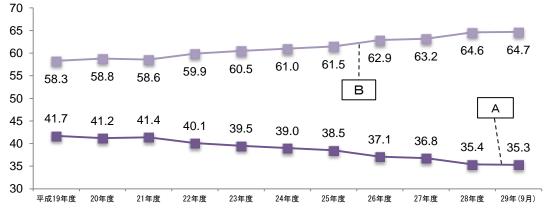
(2)知的障害者

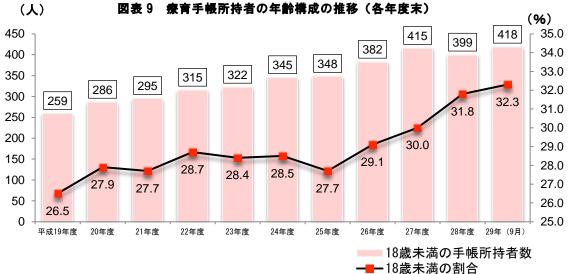
平成28年度末現在で、療育手帳所持者数は1,254人(市内総人口の0.59%)とな っています。なお、平成28年度に登録台帳を整理し、届出のない転出者・死亡者等の 廃止手続を行ったため、手帳所持者総数は大幅に減少しています。

割合で見ると、等級別では中・軽度(B判定)の比率が上昇しており、年齢別では 18歳未満が増加傾向となっています。



図表 8 療育手帳所持者の等級別割合の推移(各年度末) (%) 70 65 64.7 64.6 60 63.2 62.9 61.5 61.0 60.5 59.9 55 58.8 58.6 58.3 В 50 41.7 45 41.2 41.4 40.1 39.5 39.0 38.5 37.1 36.8 40 35.4 35.3 35 30 29年(9月) 平成19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度



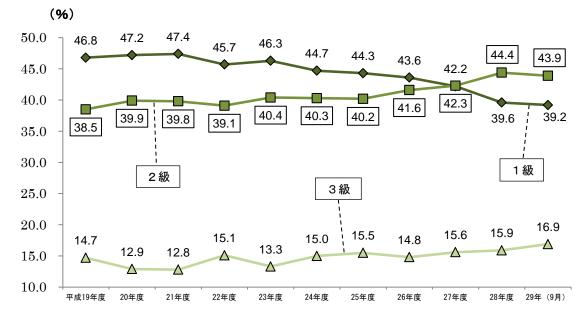


(3)精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成19年度以降、年々増加しており、平成28年度末現在で1,188人(総人口の0.56%)となっています。また、自立支援医療 (精神通院)年間受給者数も大幅な増加を続けており、平成28年度末現在では2,679人(総人口の1.26%)となっています。疾病分類でみると、「気分(感情)障害」と「統合失調症」が全体の70%程度を占めていますが、比率は下がる傾向にあり、「神経症性障害」と「心理的発達障害」の増加傾向が見られます。



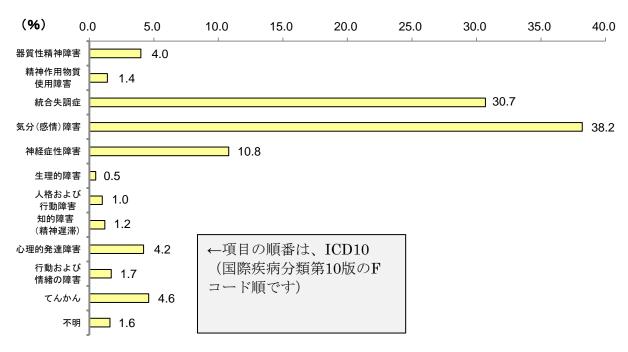
図表 11 精神保健福祉手帳所持者の等級別割合の推移(各年度末)



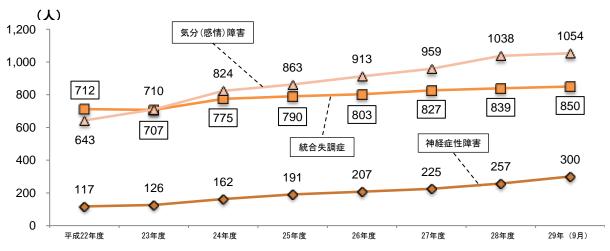
図表 12 自立支援医療 (精神通院) 受給者数の推移 (各年度末)



図表 13 自立支援医療(精神通院)受給者の疾病分類(平成28年度)



図表 14 自立支援医療 (精神通院) 受給者の疾病分類の推移 (各年度末)

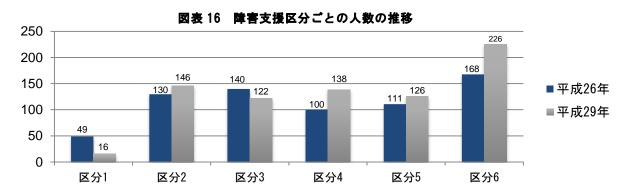


(4)障害支援区分認定の状況

平成28年度末現在、障害支援区分認定を受け、かつ支給決定している認定者は774人となっています。区分別にみると、最も重い「区分6」の認定者が急激に増えており、全体の30%近くを占めています。さらに身体障害者と知的障害者に限ると、区分5と区分6の合計で半数を超える状況となっており、本市では「障害者の重度化」が進行しているといえます。

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	5	19	30	24	25	71	174
分体阵合有	2.9%	10.9%	17.2%	13.8%	14.4%	40.8%	100.0%
知的障害者	2	38	59	106	99	155	459
재미隆古伯	0.4%	8.3%	12.9%	23.1%	21.6%	33.8%	100.0%
精神障害者	9	89	32	8	2	0	140
相种牌古1	6.4%	63.6%	22.9%	5.7%	1.4%	0.0%	100.0%
難病患者	0	0	1	0	0	0	1
無例忠日	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	16	146	122	138	126	226	774
TAT	2.1%	18.9%	15.8%	17.8%	16.3%	29.2%	100.0%

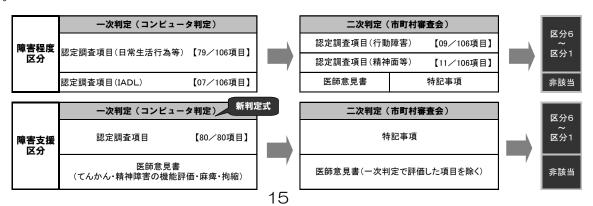
図表 15 障害支援区分認定の状況(平成 29年3月31日現在)



◆障害者総合支援法における「障害支援区分」について

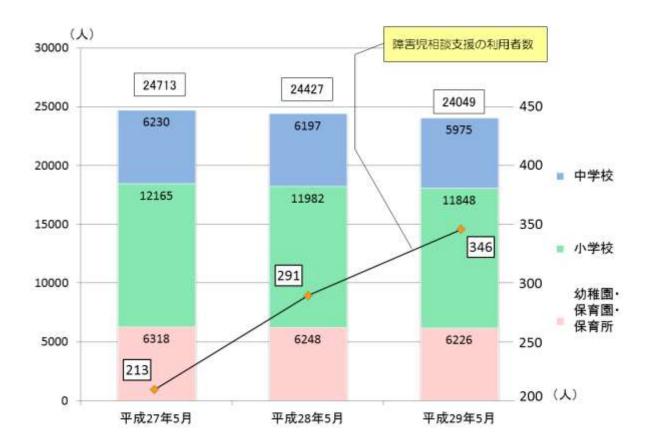
福祉サービスの利用者の心身の状況を判定するもの。「非該当」及び「区分1~6」の6段階があり、 これによって受けられる福祉サービスの範囲等が決まります。

障害者自立支援法では「障害程度区分」とされていましたが、障害者総合支援法により、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして見直されました。特に、知的障害、精神障害や発達障害の特性をより反映するため、健康・栄養管理、危険の認識、読み書き、感覚過敏・感覚鈍麻、集団への不適応、多飲水・過飲水の6項目が追加された80項目のコンピュータ判定と医師の意見書で一次判定が行われます。その後、医師の意見書等を考慮しながら、市が設置する審査会で二次判定が行われ、それらを元に市が区分を認定します。



(5)障害児支援の状況

市内の児童・生徒数は緩やかな減少傾向を示していますが、その一方で障害児相談支援⁴の利用者数は年々増加しており、平成29年5月現在では346人(18歳以下人口の約0.87%)となっています。この背景には放課後等デイサービスの利用者数の急増があり、今後も同様の傾向が続くと予想されます。



図表 17 市内小中学校等の在籍者数と障害児支援利用者数の推移

⁴ 障害児相談支援:

児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援を利用する障害児に対し、障害児支援利用計画案を作成し、定期的にサービス等の利用状況のモニタリングを行う、児童福祉法に基づくサービスです。平成27年度より、障害児通所支援を利用する全ての児童が対象者となっています。

2 第4期計画の点検・評価

(1)指定障害福祉サービス及び指定相談支援の進捗状況

第4期計画における各サービスの計画値と実績値は以下のとおりです。

図表 18 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の計画値と実績値(月間)

			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
市光 括则			ਯ ⇔ ੦	7 年 庄	v chi o	0. 年 庄	平成 2	9 年度
事業種別			十八 2	7 年度	干成 2	8 年度	(6 月	現在)
訪問系サービス※1	延べ利用量	時間	5,232	4,225	5,280	4,275	5,328	4,361
初向来り こス次1	実利用者数	人	218	200	222	198	222	222
生活介護	延べ利用量	人日	7,224	7,069	7,665	7,346	8,106	7,309
工石기技	実利用者数	人	344	337	365	348	386	355
自立訓練(機能訓練)	延べ利用量	人日	65	60	130	55	130	88
% 2	実利用者数	人	5	4	10	4	10	7
自立訓練(生活訓練)	延べ利用量	人日	60	147	120	125	120	123
% 3	実利用者数	人	4	15	8	10	8	10
 就労移行支援	延べ利用量	人日	544	495	765	720	799	604
1967J 197 J X 18	実利用者数	人	32	27	45	40	47	34
就労継続支援(A型)	延べ利用量	人日	520	459	600	652	680	591
700万吨机人及(八里)	実利用者数	人	26	23	30	31	34	30
就労継続支援(B型)	延べ利用量	人日	3,791	4,410	4,403	4,659	5,015	4,559
が以外でが入るへと主が	実利用者数	人	223	239	259	255	295	261
療養介護	実利用者数	人	26	24	26	24	26	26
福祉型短期入所	延べ利用量	人日	296	286	304	254	312	327
抽址至应粉入的	実利用者数	人	37	31	38	34	39	34
医療型短期入所	延べ利用量	人日	64	73	72	52	80	55
区原生应别八州	実利用者数	人	8	13	9	10	10	13
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	人	148	155	168	152	188	152
施設入所支援※4	実利用者数	人	246	220	230	224	214	224
宿泊型自立訓練※5	実利用者数	人	3	5	2	5	2	7
計画相談支援	実利用者数	人	148	145	173	154	189	156
地域移行支援※6	実利用者数	人	4	1	4	0	4	0
地域定着支援	実利用者数	人	4	2	4	2	4	2

注:平成27年度は28年3月、平成28年度は29年3月、平成29年度は29年6月の実績値

- ※1 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等 包括支援)重度訪問介護の対象者が重度の知的障害者・精神障害者にまで拡大された ことを受け、大幅な伸びを見込みましたが、実際には利用者が増加せず、全体として は計画値を下回る結果となりました。
- ※2 自立訓練(機能訓練)は、過去の利用実績から毎年5人程度が新規に利用を開始 し、利用期間は1年半程度になると見込みましたが、実際の利用期間は1年程度の方 が多数を占めたことから、全体的に計画値を下回る結果となりました。今後は、入所 施設から地域生活へ移行する方の利用が見込まれます。
- ※3 自立訓練(生活訓練)は、事業所数が少ないこと、標準利用期間が定められていること、元々利用者数が少ない傾向があったことを考慮し、従前の利用量を見込みました。しかし、「就労継続支援B型等のサービスを併用し、生活訓練サービスを利用しやすくする」といった事業所の工夫が成果をあげ、想定以上に利用者数が増加する結果となりました。
- ※4 地域生活への移行者数を増やし、施設入所支援の利用者数を削減することは、本計画の成果目標の一つですが、実際の利用者数はほぼ横ばいとなっています。大きな理由としては、施設入所者の障害の重度化・高齢化が進行しており、地域生活への移行を推進することが難しくなっていることが挙げられます。
- ※5 施設に入所して自立訓練を行う宿泊型自立訓練は、県内の事業所がグループホームへ移行する傾向にあり、市内に1事業所しかないことから、徐々に利用者数が減少していく見込みを立てていました。しかし、当事業所は市内精神科病院の関連施設ということもあり、退院支援に伴う一定の需要が続く結果となりました。定員の上限はありますが、今後も同様の利用が見込まれます。
- ※6 地域移行支援は、精神科病院からの退院者や施設からの退所者を対象に、地域生活に移行するための準備等の支援を行います。実績値が計画値を大きく下回る結果となりましたが、この原因としては事業所数が少ないことや、医療ソーシャルワーカーが役割をカバーしていること等が考えられます。また、自立支援協議会では「(地域移行支援は)制度設計に問題があり、精神科病院からの退院支援には利用しづらい」との指摘もありました。

(2)児童福祉法に基づく障害児支援等の進捗状況

第4期計画における各サービスの計画値と実績値は以下のとおりです。

図表 19 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の計画値と実績値(月間)

			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
事業種別			平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			十八人	十成 27 平皮		0 千茂	(6月現在)	
児童発達支援	延べ利用量	人日	896	1,002	1,072	1,156	1,152	1,131
九里元廷又饭	実利用者数	人	56	60	67	70	72	65
放課後等デイサービス	延べ利用量	人日	2,016	2,843	2,212	3,545	2,324	4,300
% 1	実利用者数	人	144	173	158	230	166	264
保育所等訪問支援※2	実利用者数	人	5	1	7	3	9	2
医療型児童発達支援	中刊田老粉	人	0	0	0			0
*3	実利用者数		0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所支援	実利用者数	人	13	9	13	9	13	8
医療型障害児入所支援	実利用者数	人	8	8	8	10	8	12
障害児相談支援※4	実利用者数	人	50	49	52	66	55	80

注: 平成27年度は28年3月、平成28年度は29年3月、平成29年度は29年6月の実績

- ※1 放課後等デイサービスは、事業所数が不足していたことから緩やかな増加を見込んでいましたが、27年度以降に事業所が急増したことに伴い、利用者が大幅に増加する結果となりました。
- ※2 保育所等訪問支援は、支援員が保育所等を訪問し、対象となる児童に集団生活への適応のための直接支援を行うとともに、訪問先施設のスタッフに対する指導を併せて行います。平成24年度に創設されたばかりのサービスであり、ニーズが把握しづらいことから、利用量の伸びをそのまま計画値に反映しましたが、ほぼ横ばいの結果となりました。
- ※3 医療型児童発達支援は、県内に事業所がないことから計画値・実績値ともにOとなっています。
- ※4 障害児相談支援は、平成27年度より、障害児通所支援を利用する全ての障害児の保護者が対象となったことを受け、件数が増加しています。

(3)地域生活支援事業の進捗状況

第4期計画における地域生活支援事業の計画値と実績値は以下のとおりです。

(1)~(10)は必須事業、(11)~(23)はその他の事業となっています。

図表 20 地域生活支援事業の計画値と実績値(年間)

事業科			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
争未允	里方!		平成 2	7 年度	平成 28 年度		平成 29 年度
(1)理解促進研修・啓発事	業		未実施	未実施	実施	実施	実施
(2)自発的活動支援事業	(延べ利用者数)						
		人	519	514	519	581	519
(3)障害者児相談・生活支							1
①障害者相談支援事業			実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援セン			実施	未実施	実施	未実施	実施
②相談支援機能強化 (基幹相談支援セン:	ター等機能強化事	業)	実施	実施	実施	実施	実施
③住宅入居等支援事	-		実施	実施	実施	実施	実施
(4)成年後見制度利用支援	事業 (実利用者	数)	1				1
/=> b = // = 4 - 7 - 1 - 1		人	2	2	2	4	3
(5)成年後見制度法人後見	支援事業						1
/A) 辛田芬淳士塔吉米			未実施	未実施	実施	未実施	実施
(6)意思疎通支援事業	* /中元黑 ***\						
①手話通訳者設置事業	業 (実設置者数)	-	0	0	0	0	2
②手話通訳者派遣事	業 (延べ利用者数	人	2	2	2	2	
②于品通朳名派追争:	未 (進入利用有勢	人	450	477	450	585	450
③要約筆記者派遣事	業 (延べ利用者数		430	4//	430	363	450
少女刑手記名派追守第	未 (進入利用有数	() 	3	2	3	3	3
4)知的障害者等入院	きっミュニケー ミ			<u></u> ベ利用者数)	3	3	3
	可コへユーノ ノ	人	3 3	0	4	2	5
 (7)日常生活用具給付事業	(給付件数)			•	т_		
①介護・訓練支援用!		件	10	9	10	4	10
②自立生活支援用具	<u> </u>	件	20	17	20	16	20
③在宅療養等支援用		件	20	21	20	23	20
4情報·意思疎通支持	爰用具	件	20	13	20	26	20
⑤排泄管理支援用具		件	2,850	3,170	2,850	3,457	2850
⑥居宅生活動作補助用.	具(住宅改修費)	件	2	1	2	4	2
(8)手話奉仕員養成事業(受	を講者数)		l				•
		人	55	58	55	51	55
(9)移動支援事業							
(延べ利用時	間数)	時間	16,000	15,560	16,500	15,507	17,000
(実利用者		人	210	186	215	189	220
(10)地域活動支援センター		延べ利用	月者数)			-	
①地域活動支援センター	- I 型	ı	<u> </u>	-	1		1
	(箇所数)	箇所	1	1	1	1	1
(エ叔、川州ノ 下段:川が)	(延べ利用者数)	人	2,420	3,533	2420	3,596	2,420
			2,240	2,139	2240	2,139	2,240
②地域活動支援センター	- ⊔ <u>型</u> │	1					
(上段:本内ノ下段:本州)	(箇所数)	箇所	6	6	6	6	6
(上段:市内/下段:市外)	(延べ利用者数)	人	27,000	25,615	27,000	25,857	27,000
	(建一河川日奴)		850	800	850	898	850

事業種別			計画値	実績値	計画値	実績値	計画 値 平成 29	
			平成 2	平成 27 年度		平成 28 年度		
	③地域活動支援センター	·II型						
		(箇所数)	箇所	2	2	2	2	2
	(上段:市内/下段:市外) 	(延べ利用者数)	人	3,350 1,010	4,218 1,008	3,350 1010	3,211 780	3350 1.010
(11	<u> </u> 福祉ホーム事業 (実系	 用者数)	II	.,	.,			.,
			人	3	5	4	4	4
(12)訪問入浴サービス事業	(延べ利用者数	l					
			人	690	568	700	718	710
(13)聴覚障害者生活訓練等	事業 (延べ利用		l .				
			人	247	286	260	265	273
(14)日中一時支援事業 (実施	箇所数/延べ利用	者数)					
	①登録介護者事業	登録介護者数	人	80	82	85	41	85
	% 2	延べ利用者数	人	630	775	645	914	650
	②日帰り短期事業	実施箇所数	箇所	24	25	25	30	26
	②口帰り及刑事未	延べ利用者数	人	8,200	9,296	8,250	8,885	8,300
	③サービスステーシ	実施箇所数	箇所	11	12	11	12	11
	ョン事業	延べ利用者数	人	130	188	140	230	150
	④身体障害者デイサ	実施箇所数					5	
	ービス事業 ※3	延べ利用者数					7	
(15)聴覚障害者ミニデイサ	ービス事業(延べ利用	者数)				
			人	307	283	331	263	355
(16)レクリエーション活動等支援事業 (延べ利用者数)								
			人	620	1,000	620	789	620
(17)声の広報等発行事業	(実利用者数)						
/10	\ == ^_^;	عالد كو خار ك	人	37	32	37	33	37
(18)要約筆記・朗読奉仕員				1	, , 1		
	①要約筆記奉仕員養成			12	7	12	,	12
(10	②朗読奉仕員養成事業		7 E	10	15	10	6	10
(19)自動車運転免許取得·		C %					
①自動車運転免許取得費助成事業				2	0	2	9	2
②自動車改造費助成事業				10	3 🖶 ₩=	10	·	10
(20)障害者虐待防止対策支援事業				実施	実施	実施	実施	実施
(21)知的障害者職親委託事業 (実利用者数) 						4		
(22)障害支援区分認定等事		人	実施	 実施		 実施	実施
	<u>/ 陸吉又版区力能足守事</u>)医療的ケア支援事業			大心	大心	大心	大心	大心
(20	/应冰川 / 人及于木	(大竹川省双)	人	1	1	2	2	4
Ь				<u>'</u>	'			

注:地域生活支援事業は年間の実績

地域生活支援事業に関しては、必須事業はもとより、市の実情に応じて実施する任意 事業の拡充にも努めてきました。本市では、障害者(児)が地域で自立した日常生活や 社会生活を営むことができるよう、計画値を超えるニーズに対しても積極的に対応して いるところですが、計画値に達しない事業もあることから、引き続き利用を促進するた めの情報提供に努めていきます。

- ※1 平成29年4月に、「伊勢崎市障害者基幹相談支援センター」が開所したため、平成29年度の実績は「実施」となります。
- ※2 「登録介護者事業」の登録介護者数は、平成28年度に調査を実施し、活動実態の ない登録介護者を整理したため、大幅な減少となっています。
- ※3 平成28年度より、これまで市の単独事業として実施してきた「身体障害者デイサービス事業」が、日中一時支援事業の中に組み込まれました。
- ※4 「要約筆記奉仕員養成事業」は、県の実施する「要約筆記者養成研修事業」にニーズが集中しており、継続の必要性が薄れたことから、平成28年度に事業廃止となりました。
- ※5 「自動車運転免許取得・改造助成事業」及び「障害支援区分認定等事務事業」については、平成28年度から地域生活支援事業費補助金の対象から外れたため、市の単独事業となっています。

第3章 基本的な考え方

1 サービス見込量設定の考え方

第4期計画の進捗状況の分析・評価、障害者数の実績及び推移、サービス利用実績を基礎とし、自立支援協議会や相談支援事業者からの意見聴取、入所施設や病院からの地域移行等を見込み、平成30~32年度におけるサービスの必要見込量を推計します。

図表 21 サービス必要見込量推計の流れ 第4期計画の ◇第4期計画の推進状況の分析・評価 取組の検証 サービス利用実績 ◇第4期計画のサービスの利用実績を分析 の分析 ◇自立支援協議会からの意見聴取 障害者(児)の ◇相談支援事業者からの意見聴取 ニーズ等の把握 ◇基幹相談支援センターからの意見聴取 平成32年度末の ◇基本指針※に則り、各成果目標の数値について検討 成果目標 ◇第4期計画期間中のサービス利用実績をもとに、 サービス必要見込量を推計 サービス必要見込量 ◇平成32年度末における成果目標を勘案し、 の推計・確保策の検討 見込量を推計 ◇推計した見込量の確保のための方策を検討 平成32年度末の成果目標、必要なサービス見込量、確保方策の設定

※ 障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19において、都道府県・市町村は厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画・障害児福祉計画」を定めることと

されています。

2 基本理念・目標

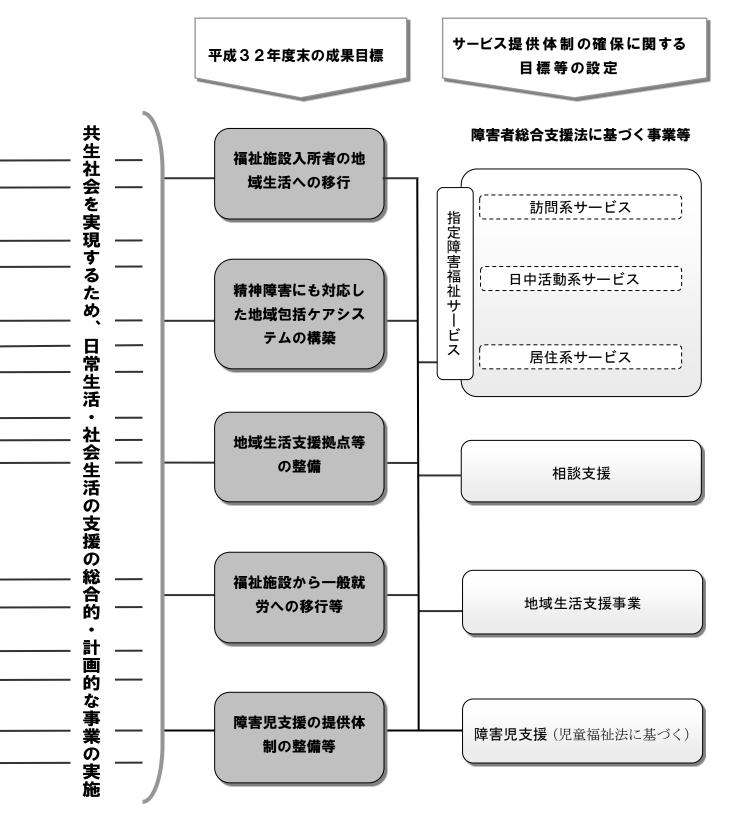
(1)基本理念

本計画の基本理念は、第2次伊勢崎市障害者計画の理念である「障害のある人が生涯を通じていきいき暮らせるいせさきの実現」(共生社会の実現)の具体化とします。

「障害のある人が 生涯を通じて いきいき暮らせる いせさきの実現」の具体化

~ 第 2 次 伊 勢 崎 市 障 害 者 計 画 ~ 基本理念 基本施策 障害のある人が (1) 幼児教育・療育の充実 1 教育・育成 (2) 学校教育の充実 (育つ・学ぶ) (3) 一般就労の促進 2 雇用・就業 (4) 福祉的就労の充実・拡充 (働く) 生涯を通じて (5) 生活支援体制の充実 3 生活支援 (6) 相談体制の充実・強化 (7) 権利擁護システムの充実 (自立した生活をする) (8) 住環境の整備 (9) 外出・社会参加手段の確保 61 (10) 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの充実 4 安心安全で質の高い生活 きい (11) 安全な建物・道路・交通機関の確保 (12) 防災・安全対策の充実 (安全に豊かに暮らす) (13) 健康増進及び疾病の予防・早期発見の推進 5 保健・医療 (14) 医療の充実 (15)機能回復・維持訓練の充実 (すこやかに生きる) 61 (16) コミュニケーション手段の確保 6 情報・コミュニケーション (17)情報提供の充実 (つながる) (18) 啓発・福祉教育・交流活動の推進 7 啓発・交流・協働 (19) 地域福祉活動の促進 (20) 外国人障害者施策の充実

(みんな一緒に)



(2)成果目標(32年度末における目標)

基本指針に基づき、本市の実情を踏まえ、平成32年度末における成果目標を設定します。

福祉施設入所者の地域生活への移行

(前期からの継続目標)

伊勢崎市の方針			備考	
【実績】 平成28年度末時点の施設入所者数		224	人	〇平成 28年度末時点の施設に入所している障害 者数
平成	【目標①】	21	人	〇施設からグループホームや一般住宅等に移行す
	地域生活移行者数	9.4	%	る者の数
32 年	平成32年度末における施設 入所者数	219	人	○平成32年度末時点での施設入所者見込数
度末	【目標②】	5	人	○平成32年度末時点での施設入所者の削減目標
	施設入所者数の削減	2.2	%	(見込)数

<目標設定の考え方>

- ◇国の基本指針では、①平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域移行すること、及び②平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することとされています。
- ◇本市では、他自治体と同様、施設入所者の「障害の重度化・高齢化」が進行しており、 地域生活への移行は難航しています。また、施設入所待機者数も増え続けており、施 設入所者数は横ばいの状況となっています。

<本市の目標について>

第5期計画では、上記の現状を踏まえつつ、グループホーム等の障害福祉サービスの機能強化や、地域生活支援拠点等の整備等、「障害の重度化・高齢化」に対応するための取組が推進されていることを勘案し、①9.4%、②2.2%を努力目標とし、地域移行を推進していきます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(新規目標)

伊勢崎市の方針			備考		
平成32	【目標】	1	箇所	○市町村ごとに協議会やその専門部会など、保健、	
	保健、医療、福祉関係者			医療、福祉関係者による協議の場を設置することを	
年度末	による協議の場を設置			基本とする	

<目標設定の考え方>

- ◇長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会5を構築していく必要があります。
- ◆国では、この課題に取り組んでいくため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を進めていくことを、第5期計画の基本理念の一つとして掲げました。また、これを推進するための具体的目標として、市町村においては「平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置すること」と定めました。
- ◇また、都道府県の障害福祉計画においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す国の基本指針を踏まえて、精神科病院に長期入院している患者数の削減を成果目標として掲げることになっています。県のバリアフリーぐんま障害者プラン7(県障害福祉計画・障害児福祉計画・障害者計画を一体として策定したもの)では、平成32年度末までに県全体で603人の長期入院者を退院させることとしており、本市においてもこの目標達成に資するよう、県と連携した計画を策定していくことが求められています。

<本市の目標について>

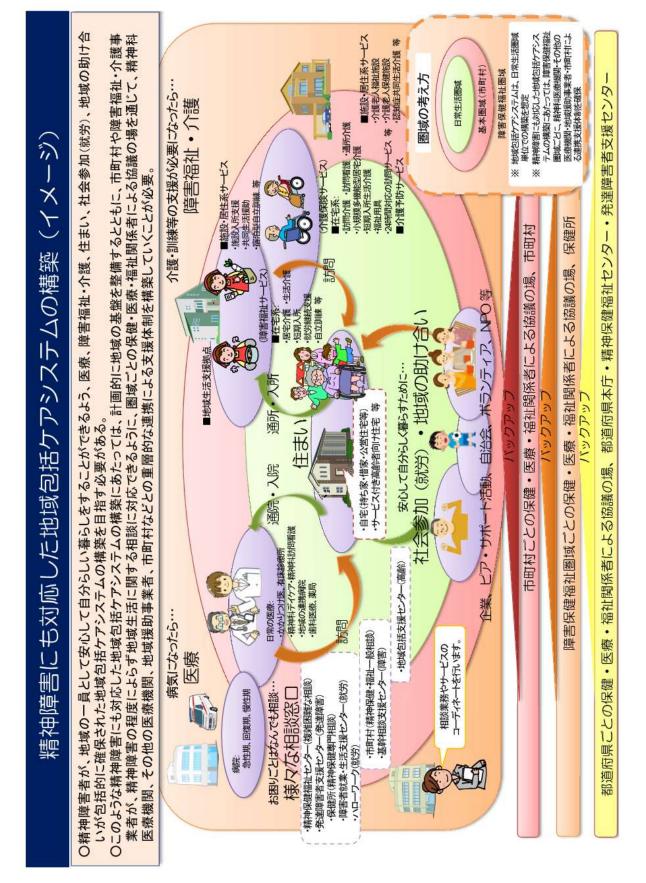
住民に最も身近な基礎自治体として、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む 様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度までに 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目指します。

⁵ 包摂的(インクルーシブ)な社会:

⁻

障害の有無にかかわらず、また能力にとらわれることもなく、一人ひとりを社会の一員として取り込み、支 えあう社会。

図表 22 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」のイメージ図



資料:厚生労働省

地域生活支援拠点等の整備

(前期からの継続目標)

	伊勢崎市の方針	備考		
平成32年度末	【目標】 地域生活支援拠点等の 整備	1	箇所	〇障害者(児)の地域生活を支援する機能を持った 拠点等の数 〇「多機能拠点整備型」、「面的整備型」、または 「二つを併せた類型」の整備を行う

<目標設定の考え方>

◇障害者(児)の重度化・高齢化や「親亡き後」といった問題に備えるとともに、障害者(児)の地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者(児)やその家族の緊急事態に対応できる体制として、地域生活支援拠点等(以下、拠点等)を整備することが提言されています。拠点等は、具体的には次のような機能の強化を図るものとされています。

- ①地域生活への移行、親元からの自立等にかかる相談
- ②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- ③ショートステイの利便性・対応力の向上等による、緊急時の受入れ体制の確保
- ④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- ⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり
- ◆第4期計画の国の基本指針では、「平成29年度末までに、少なくとも一つ整備すること」とされていましたが、整備済みの自治体が20市町村2圏域にとどまっており(平成28年9月現在)、全国的に達成が困難であることが予想されるため、期限を改める形で成果目標に据えられることとなりました。
- ◇他自治体と同様、本市においても拠点等の整備に向けた取組は難航しています。現在 「伊勢崎市障害者基幹相談支援センター」が上記①・④・⑤の機能を部分的に担って いますが、残りの機能は整備が進んでいない状況です。主な課題としては、「社会資源 の不足」や「整備運営にかかる財源の確保」等が挙げられます。

<本市の目標について>

本市では、第4期計画に引き続き「面的な整備」を進め、平成32年度末までに基幹相 談支援センターを中心とした、複数の機関の有機的な連携体制(ネットワーク)の構築 を目指します。また、ネットワーク構築にあたっては、他自治体で取り組んでいるモデ ル事業を参考とし、実効性のある体制づくりに努めます。

地域生活支援拠点等の整備について

地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫 体験の織化 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能 場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、



資料:厚生労働省

福祉施設から一般就労への移行等

(前期からの継続目標)

	伊勢崎市の方針			備考
平成	【実績】 平成28年度の、福祉施設から一般就労へ の移行者数		人	○福祉施設の利用者の内、就労移行支援事業等 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継 続支援)を通じて平成28年度において一般就 労した者の数
平月	【実績】 平成28年度末における就労移行支援 事業の利用者数		人	○平成28年度末における就労移行支援事業 の利用者数
	【目標①】	27	人	〇福祉施設利用者の内、就労移行支援事業等を 通じて、一般就労する者の数(平成 28 年度末
	福祉施設から一般就労への移行者数	1.5	倍	関して、一般別カタるもの数(平成 20 年度末 実績との比較)
	【目標②】	48	人	〇平成32年度末における就労移行支援事業
平	就労移行支援事業の利用者数	1.2	倍	の利用者数(平成 28 年度末実績との比較)
成 32 年 度	【目標③】 就労移行率が30%以上の就労移行 支援事業所の割合	50	%	〇就労移行率:ある年度の4月1日時点の就労 移行支援事業利用者の内、当該年度中に一般就 労へ移行した者の割合
末	【目標④】	80	%	〇平成30年度中に就労定着支援事業を利用 開始した者の、1年後の職場定着率
	就労定着支援事業による支援を開始 した時点から1年後の職場定着率	80	%	〇平成31年度中に就労定着支援事業を利用 開始した者の、1年後の職場定着率

<目標設定の考え方>

◇国の基本指針では、①平成32年度中における施設利用者の一般就労への移行実績を、 平成28年度実績の1.5倍以上にすること、②平成32年度末における就労移行支援 事業の利用者数を、平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、③就 労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とすること、及び④各年 度における、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすること とされています。

<本市の目標について>

国の基本指針に則り、目標を①1.5倍、②1.2倍、③50%、④80%と定め、一般就労への移行を促進していきます。

障害児支援の提供体制の整備等

(新規目標)

	伊勢崎市の方針			備考
	【目標①】 児童発達支援センターの設置	1	箇所	〇児童発達支援センターの設置により、センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指す。
平 成 32	【目標②】 保育所等訪問支援を利用できる体制 の構築	1	箇所	〇市内で保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする。
年度末	【目標③-1】 主に重症心身障害児を支援する児童 発達支援事業所の確保	1	箇所	○市町村単独での確保が困難な場合には、圏域 での確保であっても差し支えない。
	【目標③-2】 主に重症心身障害児を支援する放課 後等デイサービス事業所の確保	1	箇所	○市町村単独での確保が困難な場合には、圏域 での確保であっても差し支えない。
平成30年度末	【目標④】 医療的ケア児支援のための関係機関 の協議の場の設置	1	箇所	○保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。 ○市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

<目標設定の考え方>

- ◇平成28年6月に公布された「改正児童福祉法」において、「すべて児童は、健やかな成長及び発達を等しく保障される権利を有し」ており、「社会のあらゆる分野において子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるべき」である旨が明記されました。
- ◇このことに鑑みて、障害児支援を行うにあたっては、身近な地域において、障害の種別によらない、質の高い専門的な支援を行える体制を整備していく必要があります。 併せて、障害児のライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供していくとともに、障害の有無にかかわらず全ての児童がともに成長できる社会を構築していくため、地域の諸関係機関が連携を図っていく必要があります。
- ◇国の基本指針では、上記の理念を具体化していく方策として、①児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置すること、②保育所等訪問支援を利用できる体制を整備すること、③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、少なくとも1箇所以上確保すること、及び④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することの4点を、第1期市町村障害児福祉計画の成果目標として示しています。

<本市の目標について>

国の基本指針に則り、目標を①1箇所、②1箇所、③それぞれ1箇所、④1箇所と定め、 障害児支援の提供体制の整備に努めます。

(3)本市の方針

① 指定障害福祉サービス・相談支援

- ◇成果目標達成のために、指定障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの実施に対する 考え方や必要な見込量、見込量確保の方策等を定めます。
- ◇基幹相談支援センターを中心として、相談支援専門員のスキルアップに向けた研修等を 実施し、地域の相談支援体制の充実化を図ります。

② 地域生活支援事業

- ◆全国一律のサービスである障害福祉サービスと地域の実情に応じて実施する地域生活 支援事業が両輪となって成果目標の達成に資するよう地域生活支援事業を実施します。
- ◇必須事業については原則すべて実施することとし、任意事業については本市の実情等に 応じた事業を実施します。

③ 障害児支援

- ◇障害の重度化·多様化に対応する専門的機能を備えた児童発達支援センターを中心として、重層的・効果的な障害児通所支援が身近な地域で受けられる体制の整備に努めます。
- ◇適切な障害児支援のため、障害児支援担当課を中心に、子育て支援課、教育委員会等と の連携を図り、障害児支援の体制整備を進めます。
- ◇医療的ニーズの高い、重症心身障害児・医療的ケア児への支援の充実を図ります。
- ◇障害児入所支援と障害児通所支援の相互連携、及び障害児入所支援から障害福祉サービ スへの移行を円滑なものとするため、県と緊密な連携を行っていきます。
- ◇発達障害のある児童については、早期から発達段階に応じた切れ目のない支援を行っていくことが重要であるため、児童発達支援センターを中心とした早期発見・早期発達支援体制の構築を図ります。また、困難ケースへも対応していくため、県の発達障害者支援センターや医療機関等と連携を緊密に行っていきます。

④ 障害者虐待防止

- ◇障害者虐待に関する通報等に対して24時間対応できる体制を維持し、今後も迅速かつ 適切な対応を行っていきます。
- ◇県及び児童・高齢者の関係機関と連携して虐待防止体制の構築を目指します。
- ◇必要に応じて成年後見制度の利用を支援し、障害のある人等の権利擁護を図ります。

⑤ 関係機関との連携

◇成果目標を達成するためには、分野を超えた総合的な取組が不可欠であることから、自立支援協議会等の会議体を中心として、事業者、雇用、保健、介護、児童福祉、教育、医療等の関連機関との連携を図っていきます。

⑥ 障害を理由とする差別の解消

- ◇共生社会の実現に向けて、障害者(児)に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の不 提供がなくなるよう、啓発活動等を行っていきます。
- ◇障害者差別解消支援地域協議会において、差別解消のための取組について協議するとと もに、関係機関との情報共有を促進することにより、地域全体の相談・紛争解決機能の 向上を図ります。

⑦ 障害者(児)の芸術文化活動の支援

◇障害者(児)の社会参加及び障害者(児)に対する理解を促進するため、国・県と連携 して芸術文化活動の振興を図っていきます。

⑧ サービス利用者の安全確保に向けた取組の充実

◇障害者支援施設等は、地域共生を実現するための「地域に開かれた場」であるとともに、 利用者が安心して過ごせる場であるべきことから、利用者の安全確保に向けた取組を一 層支援していきます。

3 計画の推進体制

(1) PDCAサイクルの導入

国の基本指針では、障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、PDCAサイクルに 則った定期的な調査・分析・評価を行うこととされています。また、「障害福祉計画等を 地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害 者(児)をはじめ、事業者、雇用、保健、介護、児童福祉、教育、医療等の幅広い関係 者の意見を反映することが必要である」とされています。

本市では上記の内容を踏まえて、第4期計画に引き続き、自立支援協議会において計画の分析・評価を行います。

■基本指針に即して成果目標 及び活動指標を設定するとと ■中間評価等の結果を踏ま え、必要があると認められる もに、サービスの見込量の設 定やその他の確保策等を定め ときは、障害福祉計画・障害 計画の策定 児福祉計画の変更や、事業の 見直し等を実施する。 Plan Action 計画に基づいた 計画の改善 施策・事業の推進 Do Check 計画の点検 ■計画の内容を踏まえて、事 業を実施する。 ■成果目標及びサービスの見込量については、少なくとも年に 1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえ ながら、障害福祉計画・障害児福祉計画の中間評価として分析 及び評価を行う。 ■中間評価の際には、自立支援協議会の意見を聴く。 ■活動指標については、障害種別ごとに実績を把握し、設定し た見込量等の達成状況等の分析及び評価を行う。

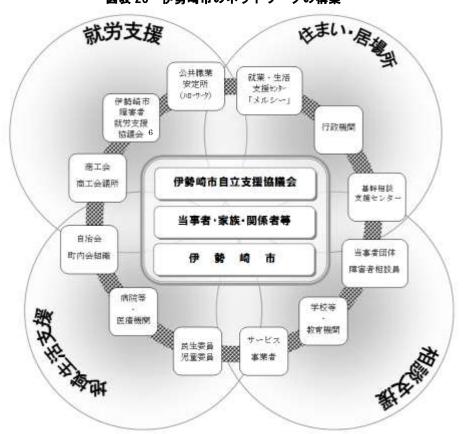
図表 24 PDCA サイクルの流れ

(2) 伊勢崎市自立支援協議会の役割

平成24年4月に設置が法定化された自立支援協議会は、個別事例から吸い上げた地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている組織です。平成24年10月には障害者虐待防止法の施行に伴い、サービス等利用計画の質の向上、地域移行のネットワークや社会資源の開発、地域における障害者虐待防止のためのネットワーク強化という役割が、改めて明確化されました。

本市では平成18年度に自立支援協議会を設置しており、全体会議は年3回程度、定例会議は年8回程度、個別支援会議は随時開催したほか、課題の研究等を行う特定課題会を設置してきました。平成29年度からは、地域の相談支援の拠点である「基幹相談支援センター」が自立支援協議会の運営に関与しており、地域課題の解決に向けた取組・関係機関等との連携はより強固なものとなっています。

第5期計画においては、地域生活支援拠点等の整備・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・医療的ケア児支援体制の研究等、多くの課題が提示されていることから、一層活発な動きが期待されています。



図表 25 伊勢崎市のネットワークの構築

٠

⁶ 伊勢崎市障害者就労支援協議会:

障害者の就労促進と地域生活支援の啓発を図るため、就労に携わる関係機関の実務者等が集まり研修会や情報交換を行う組織。

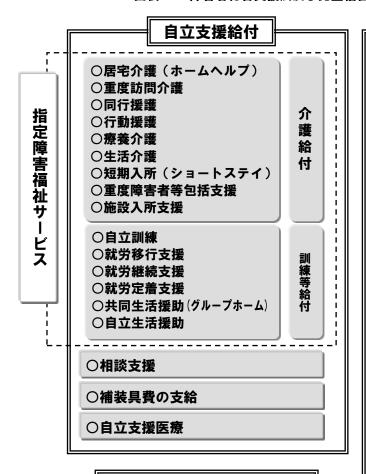
第4章 サービスの見込量とその確保の方策

1

サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する国の基本指針に即して、次のサービス(補 装具費の支給及び自立支援医療を除く。)の実施に関する考え方、必要な見込量とその確 保のための方策について定めます。

図表 26 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系



障害児支援(児童福祉法による)

- ○児童発達支援
- ○放課後等デイサービス
- ○保育所等訪問支援
- ○医療型児童発達支援
- ○居宅訪問型児童発達支援
- ○福祉型障害児入所支援
- ○医療型障害児入所支援
- ○障害児相談支援

地域生活支援事業

必須事業

- ○理解促進研修・啓発事業
- ○自発的活動支援事業
- ○障害者児相談・生活支援事業
- ○成年後見制度利用支援事業
- ○成年後見制度法人後見支援事業
- ○意思疎通支援事業
- 〇日常生活用具給付等事業
- ○手話奉仕員養成事業
- ○移動支援事業
- ○地域活動支援センター事業

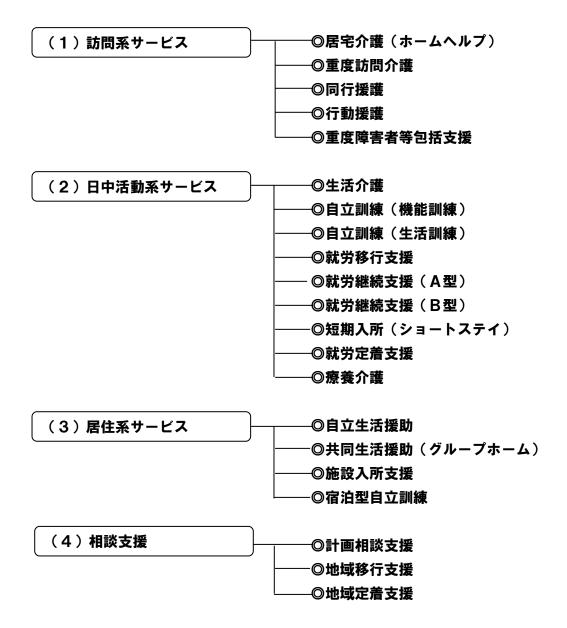
その他の事業

- ○福祉ホーム事業
- ○訪問入浴サービス事業
- ○聴覚障害者生活訓練等事業
- ○日中一時支援事業
- ○聴覚障害者ミニデイサービス事業
- ○レクリエーション活動等支援事業
- ○声の広報等発行事業
- ○朗読奉仕員養成事業
- ○障害者虐待防止対策支援事業
- ○知的障害者職親委託事業
- ○医療的ケア支援事業

2 指定障害福祉サービス及び相談支援に関する事項

平成32年度の目標値の実現に向けて、平成30~32年度の各年度における指定障害福祉サービス及び相談支援の各サービスの実施に関する考え方、必要な見込量を設定し、その確保に努めていきます。見込量等を設定するサービスは、次のとおりです。

図表 27 指定障害福祉サービス及び相談支援一覧



(1)訪問系サービス

訪問系サービスには次の五つのサービスがあります。

サービス種別	実施内容
◎居宅介護(ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護を行います。
◎重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障害者、行動上著しい困難を有する精神障害者で、常に介護を必要とする人に、居宅等において、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
◎同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報 の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
◎行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
◎重度障害者等包括支援	意思疎通を図ることに著しい障害があり、重度の身体障害又は行動上著しい困難を有する知的障害者・精神障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

〔内容・現状〕

- ■障害者総合支援法の改正により、平成30年4月から、「日常的に重度訪問介護を利用 している最重度の障害者」を対象として、重度訪問介護の訪問先が拡大⁷されます。
- ■利用者数、利用時間ともに増加傾向にあります。

[サービス見込量の設定]

- ■利用者数の伸び率を基礎として、対象者の拡大等を勘案して利用者総数を推計し、これに過去の利用実績における平均利用時間を乗じて算出しています。
- ■入所施設や精神科病院から地域移行する人の利用増を加味しています。

図表 28 訪問系サービスの実績の推移と見込量(月間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延べ利用量 (時間)	3,660	3,612	4,005	4,102	4,275	4,361	4,843	5,046	5,263
実利用者数 (人)	176	188	204	200	213	222	238	252	267

注: 平成 24年度から平成 28年度は3月実績、平成 29年度は6月実績

-

⁷ 重度訪問介護の訪問先が拡大:

[「]日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者」を対象として、入院中の医療機関等においても、利用者の状態等を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるようになります。対象となる施設については社会保障審議会で検討しており、平成29年9月現在では「病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院」が対象とされています。

- ■3障害及び難病患者に共通の制度でサービスが提供されることを踏まえ、サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、サービス充実に努めていきます。
- ■障害者自立支援給付認定審査会の意見や障害支援区分、生活環境等を勘案しつつ、利用者 の自立した生活を目指した適切なサービスの提供に努めていきます。
- ■利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を 行います。
- ■支給決定基準に則った支給決定をするとともに、支給決定基準を超える支給量を希望する 人には、その心身の状態や生活環境等を考慮して、支給量の決定を行います。
- ■計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- ■地域生活に移行した障害者が安定した地域生活を送れるように、適切なサービスを提供します。

(2)日中活動系サービス

1 生活介護

〔内容・現状〕

- ■常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
- ■平成20年度以降、障害者支援施設等の旧体系からの移行に伴い利用者は年々増加しています。

[サービス見込量の設定]

- ■成果目標を勘案し、精神科病院からの退院者の利用を一定数見込みます。
- ■その他、特別支援学校卒業予定者等のニーズを考慮した利用者数の合計に、過去の利用実績から求めた平均利用日数を乗じて算出しています。

図表 29 生活介護の実績の推移と見込量(月間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延べ利用量 (日数)	6,262	6,486	6,854	7,069	7,346	7,309	7,495	7,680	7,865
実利用者数 (人)	308	320	327	337	348	355	364	373	382
1人あたり 利用日数	20.3	20.3	21.0	20.9	21.1	20.6	20.6	20.6	20.6

注: 平成24年度から平成28年度は3月実績、平成29年度は6月実績

- ■身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- ■3障害及び難病患者に共通の制度のもとでサービス提供が行われることを踏まえつつ、 サービス提供事業者に対して障害特性を理解した従事者の確保・養成を促し、サービ スの充実に努めます。
- ■利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- ■計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

2 自立訓練(機能訓練)

〔内容・現状〕

- ■身体障害者又は難病患者が自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、 身体機能または生活能力の向上のために、リハビリテーションや生活等に関する相談 等の支援を行います。標準利用期間は原則18か月です。
- ■市内の事業所は1箇所にとどまり、新たな事業所の開設も予定されていません。

[サービス見込量の設定]

■利用期間が定められていることや、事業所の数が少ないことを考慮し、過去の新規利用者数を基に、平均利用日数を乗じて算出しています。

図表 30 自立訓練(機能訓練)の実績の推移と見込量(月間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延べ利用量 (日数)	96	128	94	60	55	88	101	101	101
実利用者数 (人)	7	11	6	4	4	7	8	8	8
1人あたり 利用日数	13.7	11.6	15.7	15.0	13.8	12.6	13.0	13.0	13.0

注: 平成 24年度から平成 28年度は3月実績、平成 29年度は6月実績

- ■サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。
- ■サービス利用希望の情報を適切に把握し、有効なサービス提供体制の整備に努めます。
- ■計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

3 自立訓練(生活訓練)

〔内容・現状〕

- ■知的障害者又は精神障害者が自立した日常生活または社会生活が送れるよう、一定期間、日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談等を行います。標準利用期間は24か月、長期入所・入院等の事情がある場合は36か月です。
- ■平成27年度には、就労継続支援(B型)とサービスを併用するなど、事業所側の工夫によって利用者が急増しました。また、平成29年3月には市内事業所が1箇所増えたことから、利用者数は更に増加していくことが予想されます。

[サービス見込量の設定]

- ■成果目標を勘案し、精神科病院からの退院者の利用を一定数見込みます。
- ■過去の新規利用者数と利用期間を基に、平均利用日数を乗じて算出しています。

図表 31 自立訓練(生活訓練)の実績の推移と見込量(月間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延べ利用量 (日数)	67	115	38	147	125	123	123	172	172
実利用者数 (人)	6	8	2	15	10	10	10	14	14
1人あたり 利用日数	11.2	14.4	19.0	9.8	12.5	12.3	12.3	12.3	12.3

注:平成24年度から平成28年度は3月実績、平成29年度は6月実績

- ■サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。
- ■サービス利用希望の情報を適切に把握し、有効なサービス提供体制の整備に努めます。
- ■計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

4 就労移行支援

「内容・現状〕

- ■就労を希望する人に対し、一定期間、生産活動や職場体験などの就労に必要な知識能 力向上のための訓練や求職活動に関する支援などを行います。標準利用期間は24か 月です。
- ■平成26年度で経過措置が終了したことを受け、利用者数は増加する傾向にあります。
- ■市内の事業所数は増加傾向にあり、平成29年10月現在では8事業所がサービスを 提供しています。

[サービス見込量の設定]

- ■就労移行支援事業所の増加に伴う利用者増を見込みます。
- ■経過措置終了を考慮した特別支援学校卒業生の新規利用等を見込み、推計利用者数に 平均利用日数を乗じて算出しています。
- ■成果目標では、平成32年度末における利用者数が、平成28年度末における利用者 数から2割以上増加することを見込んでいます。

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延べ利用量 (日数)	494	480	538	495	720	604	657	728	853
実利用者数 (人)	30	29	34	27	40	34	37	41	48
1人あたり 利用日数	16.5	16.6	15.8	18.3	18.0	17.8	17.8	17.8	17.8

図表 32 就労移行支援の実績の推移と見込量(月間)

注:平成24年度から平成28年度は3月実績、平成29年度は6月実績

- ■相談支援事業者や就労移行支援事業者との連携を図り、就労意欲の高まりに対応した 支援体制づくり等に取り組みます。
- ■自立支援協議会及び就労支援協議会を通じて、企業、学校、福祉施設、ハローワーク 等関係機関との連携を促進し、職場の開拓、個々の障害者に応じた支援計画の作成等、 就職・職場定着を支援します。
- ■計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- ■利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提 供を行います。
- ■成果目標達成のために、相談支援等を通して就労のニーズを把握し、利用拡大に努め ます。

5 就労継続支援(A型)

〔内容・現状〕

- ■一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約等に基づき、生産活動など就労に必要な 知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
- ■市内事業所数の増加に伴い、利用者数は着実に増加しています。平成29年10月現在では、4事業所がサービスを提供しています。
- ■平成29年度には、自立支援給付費から賃金を支払うことを原則禁止するなど、運営 基準の見直しが行われたことから、今後の事業所の動向に注視する必要があります。

[サービス見込量の設定]

■事業所の動向を勘案した推計利用者数に、平均利用日数を乗じて算出しています。

図表 33 就労継続支援 (A型) の実績の推移と見込量 (月間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延べ利用量 (日数)	103	169	481	459	652	591	611	650	670
実利用者数 (人)	5	9	26	23	31	30	31	33	34
1人あたり 利用日数	20.6	18.8	18.5	20.0	21.0	19.7	19.7	19.7	19.7

注: 平成24年度から平成28年度は3月実績、平成29年度は6月実績

- ■自立支援協議会及び就労支援協議会を通じて事業者間の連携を図り、就労意欲に応える体制づくりを推進します。
- ■計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- ■利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

6 就労継続支援(B型)

〔内容・現状〕

- ■一般企業等で就労していたが、一般就労が困難になった人や就労移行支援の利用で一般就労に至らなかった人等に対し、生産活動など就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練などを提供します。
- ■市内の事業所数は増加傾向にあり、それに伴って利用者も年々増加しています。

[サービス見込量の設定]

- ■成果目標を勘案し、精神科病院からの退院者の利用を一定数見込みます。
- ■新規事業所の開設や定員増を考慮した推計利用者数に、平均利用日数を乗じて算出しています。

図表 34 就労継続支援(B型)の実績の推移と見込量(月間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延べ利用量 (日数)	2,854	3,015	3,701	4,410	4,659	4,559	4,996	5,363	5,730
実利用者数 (人)	183	186	205	239	255	261	286	307	328
1人あたり 利用日数	15.6	16.2	18.1	18.5	18.3	17.5	17.5	17.5	17.5

注: 平成 24年度から平成 28年度は3月実績、平成 29年度は6月実績

- ■利用者の自立した生活を支えることができるよう、福祉施設や地域の関係機関、企業等との連携の下で、工賃の確保に留意するとともに、本市においても、障害者優先調達推進法の趣旨に則り、障害者就労施設等を優先する契約を推進します。
- ■自立支援協議会及び就労支援協議会を通じて事業者間の連携を図り、就労意欲に応える体制づくりを推進します。
- ■計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- ■利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

7 就労定着支援

〔内容・現状〕

- ■平成30年4月より開始される新規サービスです。
- ■一般就労へ移行した障害者が抱えている、就労に伴う生活面の課題に対して、訪問または来所により必要な連絡調整・指導・助言等を行い、就労の継続を図ります。
- ■生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障害者がサービスの対象となります。
- ■サービスの利用期間は原則3年間で、1年ごとに支給決定期間を更新する必要があります。

図表 35 就労定着支援の概要

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス(就労定着支援)の創設

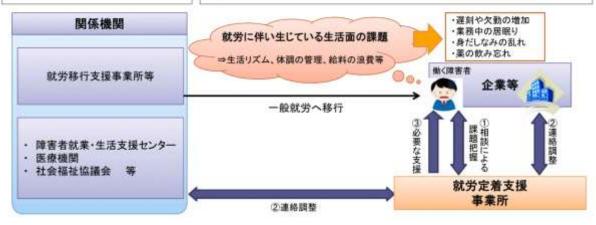
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援 ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する(「就労定着支援」)。

対象者

 ○ 就労移行支援等の利用を経て一般 就労へ移行した障害者で、就労に伴う 環境変化により生活面の課題が生じ ている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



資料:厚生労働省

[サービス見込量の設定]

- ■県内で福祉施設等から一般就労へ移行した人の内、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象となっていた人の割合を、就労定着支援が必要な人の割合と仮定します。 (平成28年度実績で約76.5%)
- ■成果目標の一般就労移行者数に上記割合を乗じ、サービスを必要とする人数を求めます。
- ■標準利用期間は3年間ですが、支援を必要としなくなる人が毎年一定数いると考えられるため、その分の減少を考慮し、最終的な必要量を見込みます。

図表 36 就労定着支援の見込量 (月間)

	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数 (人)	14	27	41

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- ■新しく創設されるサービスであることから、事業所の確保に努めていきます。
- ■計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- ■支援を必要とする人にサービスが行き届くよう、適切な情報提供を行っていきます。

8 療養介護

〔内容・現状〕

- ■医療機関への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話などを行います。
- ■平成24年度以降、利用者数はほぼ横ばいとなっています。

[サービス見込量の設定]

■利用者が限定される事業であることから、これまでの利用実績の継続を見込みます。

図表 37 療養介護の実績の推移と見込量(月間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数 (人)	26	26	24	24	24	26	27	28	28

注:平成24年度から平成28年度は3月実績、平成29年度は6月実績

- ■医療機関においてサービス提供が行われており、今後も医療機関との連携を図ります。
- ■計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

9 短期入所(ショートステイ)

〔内容・現状〕

- ■自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食 事の介護等を行います。
- ■障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院・診療所・介護者人保健施設 において実施する「医療型」があります。
- ■支給決定者数は多いですが、利用希望日が休日に集中する等の理由から、実際の利用 に繋がらないケースもあり、利用者数は伸び悩む傾向にあります。

[サービス見込量の設定]

- ■レスパイト(家族介助者等の休息)や緊急時の受け皿としての役割を考慮し、利用者 を見込みます。
- ■事業所の動向等を考慮した利用者数の見込みに、過去の利用実績による平均利用日数を乗じてサービス見込量を算出します。
- ■入所施設や精神科病院から退所・退院し、地域移行する人の利用を見込みます。

図表 38 短期入所(福祉型・医療型)の実績の推移と見込量(月間)

福祉型	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延べ利用量 (日)	343	250	322	286	254	327	326	352	378
実利用者数 (人)	37	29	27	31	34	34	37	40	43
1人あたり 利用日数	9.3	8.6	11.9	9.2	7.5	9.6	8.8	8.8	8.8

医療型	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延べ利用量 (日)	40	36	51	73	52	55	60	60	64
実利用者数 (人)	6	5	8	13	10	16	13	13	14
1人あたり 利用日数	6.7	7.2	6.4	5.6	5.2	3.4	4.6	4.6	4.6

注: 平成 24年度から平成 28年度は3月実績、平成 29年度は6月実績

- ■身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- ■計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- ■利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- ■利便性、対応力の向上等による、緊急時の受入れ体制の確保に努めます。

(3)居住系サービス

1 自立生活援助

〔内容・現状〕

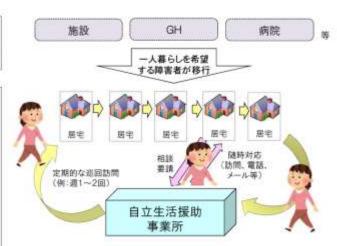
- ■平成30年4月より開始される新規サービスです。
- ■一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスです。具体的には、以下の五つの支援を行います。
 - ① 定期的な巡回または随時通報を受けて行う訪問
 - ② 相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握
 - ③ 必要な情報の提供及び助言ならびに相談
 - ④ 関係機関との連絡調整
 - ⑤ その他、障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助
- ■障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する 人等が自立生活援助の対象者⁸になります。
- ■利用期間は原則 1 年間で、必要が認められる場合には更新することができます。

図表 39 自立生活援助の概要

地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助)の創設

- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、 集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が 十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する(「自立生活援助」)。

対象者 ○ 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等 支援内容 ○ 定期的に利用者の居宅を訪問し、 ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか・ 公共料金や家賃に滞納はないか・ 体調に変化はないか、通院しているか・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。 ○ 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



資料:厚生労働省

家族と同居している場合でも、家族等が障害や疾病等のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者は、サービスの対象になるとされています。

⁸ 自立生活援助の対象者:

[サービス見込量の設定]

- ■これまでの実績と地域生活移行に係る成果目標から、各年度の「障害者支援施設退所者」、「グループホーム退居者」、「精神科病院等の医療機関からの退院者」の人数を推計します。
- ■上記の地域生活移行者のうち一定割合の人が一人暮らしを希望し、サービスを利用することを見込みます。なお、一人暮らしを希望する人の割合については、国の実施する「生活のしづらさ調査」等の基礎データ及び本市の状況を勘案して決定します。

図表 40 自立生活援助の見込量 (月間)

	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数 (人)	3	5	7

- ■新しく創設されるサービスであることから、事業所の確保に努めていきます。
- ■地域生活移行に係る成果目標の達成に資するよう、計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- ■支援を必要とする人にサービスが行き届くよう、適切な情報提供を行っていきます。

2 共同生活援助(グループホーム)

〔内容・現状〕

- ■共同生活援助(グループホーム)は、主として夜間や休日に、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排泄、食事の介護などの日常生活上の援助を提供します。
- ■今後、利用者の重度化・高齢化に対応した報酬改定の実施(重度対応型グループホーム⁹の新設)が予定されており、地域生活移行者の受け皿として一層大きな役割を果たしていくことが期待されています。

[サービス見込量の設定]

■事業者の動向や福祉施設・精神科病院からの地域移行等を勘案して、新規利用者を見込みます。

図表 41 共同生活援助 (グループホーム) の実績の推移と見込量 (月間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数 (人)	108	118	143	155	152	152	167	180	193

注: 平成 24年度から平成 28年度は3月実績、平成 29年度は6月実績

「実施に関する考え方・見込量確保の方策」

- ■サービス見込量の確保にあたっては、事業者によるグループホームの整備を促進するよう、協力を求めていきます。
- ■計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- ■利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- ■必要に応じて、地域移行支援を利用した入居を検討します。
- ■体験利用を確保していくなど、地域生活支援拠点等としての整備を進めていきます。

_

⁹ 重度対応型グループホーム:

障害者の重度化・高齢化が進行していることを受け、平成30年度の報酬改定で新設される新しいグループホームの類型です。規模の経済性を活かすため、一つの建物への入居を20人まで認めている一方で、世話人の配置基準が厳しく設定されています。

3 施設入所支援

〔内容・現状〕

- ■施設に入所する障害者に対して、主として夜間や休日に、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。
- ■平成23年度末で旧体系からの移行が完了し、平成24年度以降の利用者数はほぼ横ばいとなっています。
- ■平成29年10月の時点で、施設入所の待機者が67人おり、潜在的なニーズは多い サービスとなっています。

[サービス見込量の設定]

- ■平成28年度末の施設入所者数の 9.4%(21人)が地域生活に移行することを見込んでいます。
- ■施設入所者の地域生活への移行を考慮し、平成28年度末の入所者数 224 人から、 平成32年度において2.2%(5人)の削減を見込んでいます。

図表 42 施設入所支援の実績の推移と見込量(月間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数 (人)	230	224	220	220	224	224	224	222	219

注: 平成 24年度から平成 28年度は3月実績、平成 29年度は6月実績

- ■施設入所者の円滑な地域生活への移行を実現するため、地域における社会資源の整備等に取り組みます。
- ■計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- ■利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- ■必要に応じて、介護保険制度など他制度への移行を検討します。
- ■真に必要な障害者が入所できるよう、待機者や入所中の障害者の状況確認を行います。
- ■居宅系サービスやバリアフリー改修など地域移行に必要なサービスを活用して、地域 移行を推進していきます。
- ■グループホームの体験利用を活用するなど、施設入所者の地域移行への意欲を高める ための体制を整備していきます。

4 宿泊型自立訓練

〔内容・現状〕

- ■日中に一般就労や障害福祉サービスを利用している知的障害又は精神障害のある人に、 一定期間、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。標準利用期間は24か月となっています。
- ■県内では、共同生活援助(グループホーム)に移行するなど、事業所数が減少傾向に あります。現在、市内に事業所が 1 箇所あります。

[サービス見込量の設定]

■市内精神科病院から地域生活へ移行する人の需要が一定数見込まれるため、現在の利用者数の継続を見込みます。

図表 43 宿泊型自立訓練の実績の推移と見込量(月間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数 (人)	10	8	8	5	5	7	6	7	7

注:平成24年度から平成28年度は3月実績、平成29年度は6月実績

- ■サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。
- ■サービス利用希望者の情報を適切に把握し、有効なサービス提供体制の整備に努めます。
- ■計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

(4)相談支援

〔内容・現状〕

- ■相談支援には、基本相談支援、計画相談支援及び地域相談支援があります。個別給付の対象となるのは、計画相談支援及び地域相談支援です。
- ■計画相談支援には、サービス利用支援と継続サービス利用支援があります。サービス利用支援は、障害福祉サービスや地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を利用する際にサービス等利用計画を作成するものです。継続サービス利用支援は、いわゆるモニタリングと言われているもので、サービス等利用計画が適当であるかどうかを一定期間ごとに検証し、見直しを行うものです。
- ■地域相談支援のうち、地域移行支援は、障害者支援施設等入所者または精神科病院入院者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る)の体験的な利用支援など必要な支援を行います。
- ■地域相談支援のうち、地域定着支援は、単身等で生活する障害者に対し、常に連絡が とれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に緊急訪問や相談などの必 要な支援を行います。

		指定特定相談支援事業者【市が指定】				
	4+ + =-//	O計画相談支援(個別給付)				
	特定相談 支援	・サービス利用支援(サービス等利用計画の作成)				
	7 1%	・継続サービス利用支援(モニタリング)				
陪宝书		○基本相談支援				
障害者		指定一般相談支援事業者【県が指定】				
	60 to 50	〇地域相談支援(個別給付)				
	一般相談 支援	地域移行支援(外出同行支援・入居支援等)				
	入版	• 地域定着支援(24 時間相談支援体制等)				
	-	○基本相談支援				

[サービス見込量の設定]

- ■個別給付の対象となっている計画相談支援及び地域相談支援についてサービス見込量 を設定します。
- ■計画相談支援については、サービス利用支援と継続サービス利用支援の利用者数の合計を見込量として設定し、各年度に更新やモニタリングが予定されている人数、過去3年程度の平均的な支給決定数を基に見込みます。
- ■地域移行支援については、福祉施設や精神科病院等からの地域移行者のうち、一定数の利用を見込んでいます。
- ■地域定着支援については、福祉施設や精神科病院等からの地域移行者のうち、居宅で の一人暮らしが見込まれる者を想定しています。

図表 44 計画相談支援の見込量(月間平均)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画相談支援(人)	15	50	94	95	125	149	167	191	212

注:月ごとの利用者数に偏りが出るサービスであるため、年間利用量を 12 で割った月間平均値を用いる

図表 45 地域相談支援の見込量(月間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
地域移行支援(人)	1	1	0	1	0	0	1	2	2
地域定着支援(人)	2	7	3	2	2	2	3	3	3

注: 平成 24年度から平成 28年度は3月実績、平成 29年度は6月実績

- ■相談支援体制の強化・充実に取り組み、相談支援体制の整備に努めます。
- ■利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。
- ■サービス利用支援により、真に必要なサービスの選択や真に本人が希望する事業所の 選択など対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じた継続サ ービス利用支援(モニタリング)の実施に努めます。
- ■効果的な計画相談が実施されるよう、指定特定相談支援事業者や相談支援専門員の負担を軽減する体制の整備に努めます。
- ■地域移行生活に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、 医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。

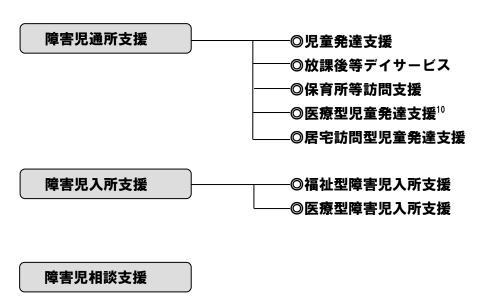
3

障害児支援に関する事項

平成32年度の目標値の実現に向けて、平成30~32年度の各年度における障害児 支援に関する各サービスの実施に関する考え方、必要な見込量を設定し、その確保に努 めていきます。見込量等を設定するサービス等は、以下のとおりです。

図表 46 児童福祉法に基づく障害児支援等の一覧

・児童福祉法に基づくサービス



・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

¹⁰ 医療型児童発達支援:

⁻

上肢、下肢又は体幹の機能の障害があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な児童に対し、児童発達支援と治療を併せて提供するサービスです。県内に事業所が存在せず、整備の見通しも立っていないため、本市では実績値・見込量ともにOとします。

1 児童発達支援

〔内容・現状〕

- ■療育の必要性が認められる就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の 指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
- ■市内事業所は着実に増加しており、平成29年11月現在、7事業所がサービスを提供しています。また、重症心身障害児も支援対象としている事業所が開所するなど、 ニーズの多様化への対応も進んでいます。

[サービス見込量の設定]

- ■過去の新規利用児童数の伸び率を基に、地域における児童数の推移と事業所の動向を 加味して、利用児童の増加数を推計します。
- ■また、一定の年齢に達してサービスを利用しなくなる児童数を考慮した上で、1人当 たりの平均利用日数を乗じて各年度の必要量を見込みます。

24 年度 29 年度 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度 30 年度 31 年度 32 年度 延べ利用量 1,287 557 914 864 1.002 1.156 1.131 1.305 1.392 (日) 実利用者数 75 41 61 53 60 70 65 74 80 (人) 1人あたり 13.6 15.0 16.3 16.7 16.5 17.4 17.4 17.4 17.4 利用日数

図表 47 児童発達支援の実績の推移と見込量(月間)

注: 平成 24年度から平成 28年度は3月実績、平成 29年度は6月実績

- ■平成32年度の開所を予定している児童発達支援センターを地域の中核的な療育支援の場としつつ、身近な地域でも支援が受けられる重層的な支援体制の構築を目指して、 関係機関との連携を図っていきます。
- ■障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- ■医療的ニーズに対応していくため、重症心身障害児を主に支援する事業所の確保に努めます。
- ■第2次伊勢崎市障害者計画に掲げた成果目標(平成32年度末の月間利用者数80人) を達成するため、サービス提供事業者に対して障害特性を理解した指導員等の確保・ 養成を促し、量的・質的なサービスの充実に努めます。

2 放課後等デイサービス

〔内容・現状〕

- ■障害のある就学児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等の支援を行います。
- ■非常にニーズの多いサービスであり、事業所の増加に伴って利用者数と利用日数が急増しています(平成26年度末時点の市内事業所数は8箇所、平成29年11月現在では21箇所まで増加)。また、重症心身障害児も支援対象としている事業所が開所するなど、ニーズの多様化への対応も進んでいます。
- ■供給の拡大が進む一方で、適切な発達支援が行われず、単なる居場所となっている事例等が全国的に報告されており、支援の質の向上が課題となっています。平成29年4月には厚生労働省令等の改正により、事業所の人員配置基準の見直しや自己評価結果公表の義務付けなど、規制の強化が行われています。

[サービス見込量の設定]

- ■過去の新規利用児童数の伸び率を基に、地域における児童数の推移と事業所の動向を 勘案して、利用児童の増加数を推計します。
- ■また、一定の年齢に達してサービスを利用しなくなる利用者数を考慮した上で、1人 当たりの平均利用日数を乗じて各年度の必要量を見込みます。

図表 48 放課後等デイサービスの実績の推移と見込量(月間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延べ利用量 (日)	1,262	1,352	1,894	2,843	3,545	4,300	4,985	5,506	5,978
実利用者数 (人)	96	104	134	173	230	264	306	338	367
1人あたり 利用日数	13.1	13.0	14.1	16.4	15.4	16.3	16.3	16.3	16.3

注: 平成 24年度から平成 28年度は3月実績、平成 29年度は6月実績

- ■ニーズの多いサービスであることから、引き続き事業所の確保に努めます。
- ■支援の質の向上を図るため、市の担当者と地域事業者が参加する会議を設置する等、 市内事業所間の情報共有や交流を活発化する取組を推進します。
- ■障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- ■医療的ニーズに対応していくため、重症心身障害児を主に支援する事業所の確保に努めます。

3 保育所等訪問支援

〔内容・現状〕

- ■支援員が保育所等を訪問し、対象となる児童に集団生活への適応のための直接支援を 行うとともに、訪問先施設のスタッフに対する指導を併せて行います。
- ■市内でも1事業所がサービスを提供していますが、平成24年のサービス創設時から、 実績はほぼ横ばいとなっています。理由としては、市の単独事業である「保育所等協力支援¹¹」とサービスの棲み分けができておらず、より利用しやすい保育所等協力支援にニーズが集中していること等が挙げられます。
- ■平成30年4月より支援対象が拡大され、乳児院及び児童養護施設に入所している児童もサービスを利用できるようになります。

[サービス見込量の設定]

■これまでの利用者数の推移を基に、支援対象が拡大されることを勘案して見込量を推計します。

図表 49 保育所等訪問支援の実績の推移と見込量(月間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数 (人)	0	1	3	1	3	2	3	4	5

注:平成24年度から平成28年度は3月実績、平成29年度は6月実績

[実施に関する考え方・見込量確保の方策]

- ■障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- ■保健センター等の市内各機関を介して情報提供を行うなど、事業の周知に努め、利用 の推進を図ります。

-

¹¹ 保育所等協力支援:

伊勢崎市が単独事業として実施しているサービスです。保育所等からの相談・要望を受け、現場に出向き、 そこで指導者に対して、発達の遅れや障害のある児童に対する支援・指導方法等について助言・指導を行いま す。なお、児童福祉法に基づく保育所等訪問支援と異なり、特定の児童に対する直接支援は行いません。

4 居宅訪問型児童発達支援

〔内容・現状〕

- ■重症心身障害児など、重度の障害があり、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な在宅障害児を対象としたサービスで、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
- ■児童福祉法の改正に伴い、平成30年4月より開始されるサービスです。

[サービス見込量の設定]

- ■市内の6歳未満の児童の内、サービスの対象となる障害児(重度の障害があると認められる児童)の人数を推計します。
- ■上記の人数に一定の割合を乗じ、サービスの必要量を見込みます。なお、サービスを 必要とする児童の割合については、特別支援学校における訪問教育の割合を参考とし ます。

図表 50 居宅訪問型児童発達支援の見込量(月間)

	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数 (人)	1	1	1

- ■在宅の障害児の発達支援の機会を確保する観点から、事業所の早期確保に努めます。
- ■障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

5 障害児入所支援(福祉型・医療型)

〔内容・現状〕

- ■障害児入所支援は、障害児の保護、日常生活の指導及び自立に必要な知識や技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスと併せて治療やリハビリも行う「医療型」があります。
- ■障害児入所支援の実施主体は県となっており、支給決定も県が行っています。

[サービス見込量の設定]

■これまでの利用者数の推移を基に、見込量を推計します。

図表 51 障害児入所支援(福祉型・医療型)の実績の推移と見込量(月間)

サービス種別		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
障害児 入所支援 (福祉型)	実利用 者数 (人)	13	13	13	9	9	8	8	8	8
障害児 入所支援 (医療型)	実利用 者数 (人)	8	9	7	8	10	12	14	16	17

注: 平成 24年度から平成 28年度は3月実績、平成 29年度は6月実績

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

■障害児通所支援と障害児入所支援が、障害児支援の両輪として適切に機能するよう、 障害児入所支援の実施に当たっては県と密接な連携を行っていきます。

6 障害児相談支援

〔内容・現状〕

- ■障害児相談支援には、障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助があります。障害児支援利用援助は、障害児通所支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成するものです。継続障害児支援利用援助は、いわゆるモニタリングと言われているもので、障害児支援利用計画が適当であるかどうかを一定期間ごとに検証し、見直しを行うものです。なお、障害児が障害者総合支援法の障害福祉サービスを利用する場合、障害児支援利用計画は、障害者総合支援法のサービス等利用計画と一体として作成することとされています。
- ■平成27年度からは、障害児通所支援を利用するすべての障害児の保護者が対象となっています。

	指定特定相談支援事業者【市が指定】					
	O計画相談支援(個別給付)					
	・サービス利用支援(サービス等利用計画の作成)					
~ 1%	継続サービス利用支援(モニタリング)					
	〇基本相談支援					
障害児相	指定障害児相談支援事業者【市が指定】					
	〇障害児相談支援(個別給付)					
談支援	・障害児支援利用援助(障害児支援利用計画の作成)					
	・継続障害児支援利用援助(モニタリング)					

[サービス見込量の設定]

■障害児相談支援については、障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助(モニタリング)の利用者数の合計を見込量として設定し、各年度に更新やモニタリングが予定されている人数、過去3年程度の平均的な支給決定数を基に見込みます。

図表 52 障害児相談支援の実績の推移と見込量(月間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数 (人)	10	28	43	49	66	80	93	108	122

注:月ごとの利用者数に大きな偏りが出るサービスであるため、年間利用量を12で割った数値を用いる。

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- ■相談支援体制の強化・充実に取り組み、相談支援体制の整備に努めます。
- ■障害児本人及びその家族が、障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、適切な 事業者情報の提供を行っていきます。
- ■障害児相談支援により、障害児本人が真に必要とするサービスと事業所が選択できるように支援するとともに、個々の利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めていきます。
- ■効果的な障害児相談支援が実施されるよう、指定障害児相談支援事業者や相談支援専 門員の負担を軽減する体制の整備に努めます。

7 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 [内容・現状]

- ■医療的ニーズの高い障害児を支援する事業所は全国的に少なく、たんの吸引や導尿等の医療的ケアを必要とする子ども(医療的ケア児)は、身近な地域で十分な支援を受けられない状況となっています。この問題に対応するため、多分野にまたがる医療的ケア児に対する支援の調整を図るとともに、医療的ケア児支援のための地域づくりを推進する役割を持ったコーディネーターを設置することが、国の基本指針の中で求められています。
- ■なお、配置するコーディネーターについては、都道府県及び指定都市が実施する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を修了した相談支援専門員等であることが要件となっています。

[コーディネーターの配置人数の設定]

■本市では、地域生活支援事業である医療的ケア支援事業の利用人数及び在宅医療的ケア児の推計人数を勘案し、平成30年度より1人配置することとします。

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- ■地域資源が効果的かつ効率的に活用される体制を構築していくため、早期のコーディネーター配置を目指します。
- ■地域づくりを推進するための課題整理や資源開発等、コーディネーターに期待される 役割が十分に発揮されるよう、情報共有を緊密に行っていくとともに、情報発信のための場を確保していきます。

4

地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害者(児)が地域で自 立した日常生活や社会生活(就労等)を営むことができるよう、本市の社会資源や利用 者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市では次の4点の基本的な考え方を重視しながら、地域生活支援事業の計画的・効 果的な実施を目指します。

- ① 本市の実情や利用者の状況を勘案して、地域生活支援に関わるサービスの必要見込量 を設定し、その提供体制の確保に努めます。
- ② 障害の種別を問わず対応できる、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談 支援体制の充実を図り、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。
- ③ 事業の効率性を高めながら、インフォーマルサービス12等の社会資源の活用にも取り 組み、サービス提供体制の整備を推進します。
- ④ 地域社会における共生を実現していくため、「必須事業13」に関しては全て実施するこ ととし、未だ実施されていない事業については早期の事業化を図ります。

行政の公的サービス(フォーマルサービス)と対比して使われる言葉で、地域住民、ボランティア、NPO、 民間事業者等によって有償・無償で提供されるきめ細かなサービスのことを指します。

13 必須事業:

¹² インフォーマルサービス:

地域生活支援事業の内、法律上実施しなければならないと定められている10事業(理解促進研修・啓発事 業、自発的活動支援事業、障害者(児)相談・生活支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人 後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活 動支援センター事業)を指します。具体的な内容については、次ページを参照してください。

(1)実施する事業の内容(必須事業)

サービス種別	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
障害者(児)相談・生活支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者(児) の保護者や介護者などからの相談に応じ、情報の提供を行います。
障害者相談支援事業	障害に関する多様な相談に対応できるよう、総合的な相談支援 の場として、基幹相談支援センターを設置しています。
基幹相談支援センター	障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、障害者各法 に定められた業務を総合的に行います。
基幹相談支援センター等機 能強化事業	基幹相談支援センターに専門職員を配置することにより、相談 支援機能等の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談、助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人等の 権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人(以下「聴覚障害者等」という。) に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
手話通訳者設置事業	聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、障害者センター に手話通訳者を配置しています。
手話通訳者派遣事業	聴覚障害者等の福祉向上のため、手話通訳者の派遣を行います。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害者等の福祉向上のため、要約筆記者の派遣を行います。
知的障害者等入院時コミュ ニケーション支援事業	意思の疎通が困難な知的障害・発達障害のある人が医療機関に 入院した場合に、コミュニケーション支援員を派遣します。
日常生活用具給付事業	重度障害者等に対し、日常生活用具、住宅改修費、点字図書の給付をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを通じて、障害のある人に創作的活動、 社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との 交流の促進などを図ります。

(その他の事業)

サービス種	別実施内容
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害のある人に対し、低額な料金で、居 室その他の設備の利用を支援します。
訪問入浴サービス事業	地域における障害のある人の生活を支援するため、訪問により 居宅において入浴サービスを提供し、障害のある人の身体の清 潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
聴覚障害者生活訓練	主に社会文化活動の面で大きな制限を受ける聴覚障害者に対して、生活指導や情報提供に関する事業を実施することにより、社会的孤立感の解消及び生活の質の向上を図ります。
日中一時支援事業	障害のある人に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。
登録介護者事業	心身障害児(者)の保護者が一時的に介護できない場合、あらかじめ本市に登録している介護者がサポートします。
日帰り短期事業	障害のある人を一時的に預かり、見守りや社会に適応するため の日常的な訓練等を行います。
サービスステー	ション事業 心身障害児(者)の保護者が一時的に介護できない場合、24時間対応型サービスステーションがサポートします。
身体障害者ディ業	「サービス事 身体障害者の生活の助長、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上等を図るため、通所による各種サービス(生活相談・機能訓練・食事の提供・入浴介助等)を提供します。
聴覚障害者ミニデイ 業	聴覚に障害のある60歳以上の高齢者が一人暮らし等で閉じこもりがちになったり、要介護になるおそれがある場合を対象に、情報提供や食事の提供をはじめ趣味活動等を通じて身体機能の維持を図るとともに、社会的孤立感の解消や自立生活の維持及び介護予防を図ります。
レクリエーション活! 業	助等支援事 スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため 各種スポーツ・レクリエーション教室や楽器教室等を開催します。
声の広報等発行事業	広報紙をはじめとした、地域生活を送る上で必要度の高い情報 などを、文字による情報入手が困難な障害のある人へ定期的に 提供します。
朗読奉仕員養成事業	視覚障害者等の日常生活を支援し社会参加を促進するため、音 訳などの養成研修を実施します。
障害者虐待防止対策	支援事業 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。
知的障害者職親委託	知的障害のある人の自立更生を図るため、更生援護に熱意がある事業経営者等に職親として一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
医療的ケア支援事業	看護師等を配置していない学校や施設等において、障害者(児) に対する医療的ケアを提供します。

(2)サービス見込量及び設定の考え方と確保の方策

1 理解促進研修 • 啓発事業

〔内容・現状〕

■障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、 地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための教室等の開催、事業 所訪問、イベント開催、広報活動等を実施します。

図表 53 理解促進研修・啓発事業の実績の推移と見込

24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
-	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施	実施

[実施に関する考え方・見込量確保の方策]

- ■必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- ■共生社会の実現に向け、障害者等に対する理解を深めるため、障害福祉にかかる事業を実施している法人に事業を委託するなど、専門性を確保しつつ、市民に理解しやすい企画・運営を行います。

2 自発的活動支援事業

〔内容・現状〕

■障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における取組を支援します。

図表 54 自発的活動支援事業の実績の推移と見込量

24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実施								

- ■必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- ■共生社会の実現に向け、障害者等に対する理解を深めるため、障害福祉にかかる事業を実施している法人に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

3 障害者(児)相談・生活支援事業

〔内容・現状〕

- ■障害者相談支援事業は、専門の相談員やピアカウンセラーが、障害のある人やその家族、支援者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。
- ■基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障害 者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、障害者各法に定められた相談等の業務 を総合的に行います。
- ■基幹相談支援センター等機能強化事業は、センターに専門的職員を配置することにより、相談支援体制の強化や人材の育成、地域移行・地域定着の促進のための取組等を 強化します。
- ■住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障害のある人に 対し、入居に必要な支援や家主等への相談・助言を行う事業です。
- ■本市では、平成29年4月に、複数の指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援 事業所を1箇所に集約する形で基幹相談支援センターを整備しています。

図表 55 障害者(児)相談・生活支援事業の実績の推移と見込

	サービス種別	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31年度	32 年度
障	害者相談支援事業	実施	実施	実施						
	基幹相談支援センター	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	設置	設置	設置	設置
	幹相談支援センター 機能強化事業	実施	実施	実施						
住	宅入居等支援事業	実施	実施	実施						

注:基幹相談支援センター等機能強化事業は、平成28年度まで相談支援機能強化事業

- ■必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- ■障害の種別を問わず対応できる相談体制を確保し、サービス提供事業者等との連携の もとで相談・支援体制の充実に努めます。
- ■専門的職員を配置し、困難ケースに対応できる体制を整備していきます。

4 成年後見制度利用支援事業

〔内容・現状〕

■知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する費用や後見人等の 報酬等を補助することにより、その利用を支援し、権利擁護を図る事業です。

[サービス見込量の設定]

■これまでの実績の推移を踏まえて必要量を見込みます。

図表 56 成年後見制度利用支援事業の実績の推移と見込量(年間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実利用人数 (人)	0	1	4	2	4	4	5	5	6

注: 平成 29年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- ■必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- ■成年後見制度が権利擁護のための支援であることから、必要な障害者には、市長申立 てと併せて、成年後見制度が適切に利用できるよう支援に努めます。
- ■必要とする障害者が適切に利用できるよう、本人や支援者への情報提供に努めます。
- ■平成28年4月に成立した、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の中で、平成29年度以降に市町村が定めるよう努めることとされている「市町村成年後見制度利用促進基本計画」との整合性が保たれるように実施していきます。

5 成年後見制度法人後見支援事業

〔内容・現状〕

■成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定 的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

図表 57 成年後見制度法人後見支援事業の実績の推移と見込

24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
-	未実施	実施						

- ■必須事業であることから、速やかな実施を検討していきます。
- ■障害福祉にかかる事業を実施している法人に事業を委託するなど、専門性を確保した 効果的な企画・運営を行います。

6 意思疎通支援事業

〔内容・現状〕

- ■意思疎通を図ることに支障がある障害のある人の意思疎通を支援するための事業です。
- ■手話通訳者設置事業として、伊勢崎市障害者センターに手話通訳者を2人配置しています。
- ■手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業は、手話通訳や要約筆記を必要とする障害 のある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。
- ■知的障害者等コミュニケーション支援事業は、意思の疎通が困難な人が医療機関に入 院した場合に、本人と意思疎通が充分できる人を派遣する事業です。

[サービス見込量の設定]

■平成28年度までの実績と、平成29年度の利用状況を踏まえて必要量を見込みます。

図表 58 意思疎通支援事業の実績の推移と見込量(年間)

サービス種	サービス種別		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
手話通訳者設置事業	実設置者数 (人)	2	2	2	2	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	延べ派遣回数 (回)	311	361	442	477	585	600	656	709	762
要約筆記者派遣事業	延べ派遣回数 (回)	3	2	2	2	3	3	3	3	3
知的障害者等入院時 コミュニケーション 支援事業	延べ利用者数 (人)	2	2	2	0	2	2	2	2	2

注:平成29年度は見込値

- ■必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- ■手話が言語であるとの認識に基づき、手話通訳に関する事業を実施していきます。
- ■事業の周知をするとともに、ニーズの拡大に対応できるよう派遣通訳者等の増加や技術力の向上等に努めます。
- ■障害福祉にかかる事業を実施している法人、当事者団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

7 日常生活用具給付事業

〔内容・現状〕

- ■日常生活用具の給付や住宅改修費の支給を行う事業です。
- ■平成29年4月より実施要綱が一部改正され、給付種目の追加・変更等が行われました。

[サービス見込量の設定]

■過去の給付実績と今年度の給付状況を基に、要綱改定等による影響を加味して給付件 数の伸びを見込みます。

図表 59 日常生活用具給付事業の実績の推移と見込量(年間)

サービス種別		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
介護・訓練支援用具	給付件数 (件)	10	10	10	9	4	5	5	5	5
自立生活支援用具	給付件数 (件)	18	22	18	17	16	24	26	28	30
在宅療養等支援用具	給付件数 (件)	20	12	16	21	23	43	53	63	73
情報・意思疎通支援用具	給付件数 (件)	21	16	18	13	26	24	26	28	30
排泄管理支援用具	給付件数 (件)	2,853	2,845	2,881	3,170	3,457	3,700	4,000	4,300	4,600
住宅改修費(居宅生活動 作補助用具)	給付件数 (件)	2	3	1	1	4	3	3	3	3

注: 平成 29年度は見込値

- ■必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- ■給付する用具の種類や給付条件など、他市町村の動向や実情を考慮して検討していきます。
- ■事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

8 手話奉仕員養成研修事業

〔内容・現状〕

■聴覚障害者等との交流活動の促進等のために、手話奉仕員を養成する研修を実施する 事業です。

[サービス見込量の設定]

■過去の実績を踏まえ、講習修了者数の増加を見込みます。

図表 60 手話奉仕員養成研修事業の実績の推移と見込量(年間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
受講者数 (人)	79	70	46	58	51	52	55	56	58

注:平成29年度は見込値。なお、26年度以降は講習を修了した者の数。

- ■意思疎通支援事業の円滑な実施を図るためには、人材の養成が重要であることから、 必須事業である手話奉仕員養成研修事業について、今後も積極的・計画的に実施して いきます。
- ■手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及を推進していきます。
- ■多くの市民が参加できるよう広報紙やホームページを活用した周知活動を行います。
- ■手話奉仕員の養成や技能の向上を図るとともに、手話奉仕員を確保していきます。
- ■当事者団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

9 移動支援事業

〔内容・現状〕

■屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の支援を行います。

[サービス見込量の設定]

- ■利用者数に1人あたりの利用時間を乗じて算出しています。
- ■1人あたりの利用時間及び新規利用者の増加数については、過去の実績を勘案して推計しています。
- ■グループホーム入居者の利用を見込みます。

図表 61 移動支援事業の実績の推移と見込量 (年間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
年間延べ利 用時間 (時間)	13,139	14,014	14,962	15,560	15,507	15,938	16,300	16,700	17,100
実利用者数 (人)	145	168	188	186	189	192	197	202	207

注:平成29年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- ■必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- ■障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるよう、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。
- ■通学の機会を確保するため、緊急時の通学について支援していきます。
- ■地域の実情に応じて、適宜利用条件や対象者などを検討していきます。

10 地域活動支援センター事業

〔内容・現状〕

- ■雇用されることが困難な障害者等に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。
- ■平成29年度現在、市内にある地域活動支援センターは、 I 型が1箇所、 II 型が6箇所、 II 型が2箇所整備されています。

[サービス見込量の設定]

- ■設置数については、いずれも現在の設置数を維持します。
- ■いずれの施設も高い稼働率を維持していることから、現在の実績と同程度の利用量を 見込みます。

図表 62 地域活動支援センター事業の実績の推移と見込量 (年間)

サービス種	刨		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
地域活動支援	設置数(簡	箇所)	1	1	1	1	1	1
地域活動支援 センター [型	実利用者数	市内	76	68	73	73	73	73
	(人)	市外	8	7	9	9	9	9
地域活動支援	設置数(箇所)		6	6	6	6	6	6
地域治動支援センターⅡ型	実利用者数	市内	129	123	120	120	120	120
	(人)	市外	0	0	0	0	0	0
地域活動支援	設置数(2	2	2	2	2	2
地域活動支援 センターⅢ型	実利用者数 (人)	市内	50	50	51	51	51	51
		市外	2	2	2	2	2	2

注: 平成 29年度は見込値

- ■必須事業であることから、今後も継続して実施していきます。
- ■障害特性に応じた活動の場の充実とともに、活動内容の充実に努め、地域生活支援の 促進が図られるよう努めます。
- ■事業のさらなる強化に向け、サービス内容を含めて、地域活動支援センターのあり方 について検討します。
- ■障害福祉にかかる事業を実施している法人を指定管理者に選定し、又は事業を委託することにより、専門性を確保した効果的かつ効率的な事業運営を行います。
- ■適正な職員配置など、必要な体制の確保に努めます。
- ■市内の障害者が利用することを基本としつつ、空きがある場合には市外の障害者等に も利用を認めていきます。

11 福祉ホーム事業

〔内容・現状〕

- ■住居を求めている障害のある人に、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとと もに、日常生活に必要な便宜を供与する事業です。
- ■現在市内に1筒所あります。新たな事業所の設置は予定されていません。

[サービス見込量の設定]

■利用者数は現状の継続を見込みます。

図表 63 福祉ホーム事業の実績の推移と見込量 (年間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数(人)	5	3	4	5	4	3	3	3	3

注:平成29年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- ■任意事業であるので、地域におけるグループホーム等の社会資源の実情やニーズ等を 把握して、必要に応じて実施していきます。
- ■サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

12 訪問入浴サービス事業

〔内容・現状〕

■清潔の保持や心身機能の維持等のために、身体障害者の居宅に移動浴槽車を派遣して 訪問入浴サービスを提供する事業です。

[サービス見込量の設定]

■これまでの実績を踏まえ、利用者数の増加を見込みます。

図表 64 訪問入浴サービス事業の実績の推移と見込量 (年間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数 (人)	6	6	7	6	9	8	9	10	11

注: 平成29年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

■任意事業であるので、地域における同様のサービスの実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。

- ■サービス提供事業者と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。
- ■事業の周知をするとともに、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。
- ■障害福祉にかかる事業を実施している法人に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な運営を行います。
- ■サービス提供時における利用者の病状の急変など緊急時の対応をあらかじめ定めてお くなど安全体制の確保に努めます。

13 聴覚障害者生活訓練等事業

〔内容・現状〕

■主に社会文化活動の面で大きな制限を受ける聴覚障害者に対して、生活指導や情報提供に関する事業を実施することにより、社会的孤立感の解消及び生活の質の向上を図ります。

[サービス見込量の設定]

■過去の実績を基に、利用者数の増加を見込みます。

図表 65 聴覚障害者生活訓練等事業の実績の推移と見込量 (年間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延べ利用者数 (件)	217	221	221	286	265	273	280	285	290

注:平成29年度は見込値

- ■任意事業であるので、地域における同様のサービスの実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- ■当事者団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

14 日中一時支援事業

〔内容・現状〕

- ■障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。
- ■登録介護者事業は、保護者が一時的に介護できない場合に、一定の要件を満たした登録介護者が保護者に代わって介護を行う事業です。
- ■日帰り短期事業は、一時的に預って日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応する ための日常的な訓練等を行います。
- ■サービスステーション事業は、保護者が一時的に介護できない場合に、24 時間対応 のサービスステーションで介護を行う事業です。
- ■身体障害者デイサービス事業は、身体障害者の生活の助長、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上等を図るため、通所による各種サービス(生活相談・機能訓練・食事の提供・入浴介助等)を提供します。平成27年度まで市の単独事業として実施していましたが、平成28年度から地域生活支援事業(任意事業)の一つとなりました。

[サービス見込量の設定]

■これまでの実績と事業所の動向を踏まえ、利用者数を見込みます。

サービス種別 29 年度 32年度 24 年度 25 年度 26 年度 27 年度 30年度 31年度 28 年度 登録介護者数 71 40 41 77 80 82 39 41 38 (人) 登録介護者事業 利用者数 32 33 34 636 621 652 39 30 31 (人) 実施箇所数 26 26 22 23 24 25 26 26 28 (箇所) 日帰り短期事業 利用者数 6.474 7.034 7880 198 201 205 195 193 195 (人) 実施箇所数 12 12 12 11 11 11 12 12 12 サービスステーショ (箇所) 利用者数 ン事業 207 107 32 32 32 21 23 32 32 (人) 実施箇所数 身体障害者デイサー 5 5 5 5 5 (箇所) 利用者数 ビス事業 7 4 5 6 5

図表 66 日中一時支援事業の実績の推移と見込量(年間)

注: 平成 24・25 年度の利用者数は延べ利用者数、27年度以降は実利用者数。また、29年度は見込値。注: サービスステーション事業実施箇所は市外を含む。

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- ■任意事業であるので、地域における同様のサービスの実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- ■事業者に対し必要な情報を提供し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。
- ■事業を周知するとともに、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。
- ■委託をする介護者や事業所が必要な要件を満たしているか確認するなど適正な運営に 努めます。

15 聴覚障害者ミニデイサービス事業

〔内容・現状〕

■聴覚に障害のある60歳以上の高齢者が一人暮らし等で閉じこもりがちになったり、 要介護になるおそれがある場合を対象に、情報提供や食事の提供をはじめ趣味活動等 を通じて身体機能の維持、社会的孤立感の解消や自立生活及び介護予防を図ります。

[サービス見込量の設定]

■過去の実績の推移を考慮して利用者数を見込みます。

図表 67 聴覚障害者ミニデイサービス事業の実績の推移と見込量 (年間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延べ利用件数 (件)	250	259	281	283	263	355	300	300	300

注:平成29年度は計画値

- ■任意事業であるので、地域における同様のサービスの実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- ■当事者団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

16 レクリエーション活動等支援事業

〔内容・現状〕

■障害者の社会参加促進のため、スポーツやレクリエーション活動を行う事業です。

[サービス見込量の設定]

■過去の実績を勘案して見込みます。

図表 68 レクリエーション活動等支援事業の実績の推移と見込量 (年間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延べ利用者数 (人)	579	687	1,104	1,000	789	620	830	830	830

注:平成29年度は計画値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- ■任意事業であるので、地域における実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- ■障害特性やニーズを反映した事業を実施することにより、障害者の社会参加を積極的 に推し進めるとともに、支援する人材の養成に努めます。
- ■事業を周知するとともに、多くの人が利用しやすい環境づくりに努めます。
- ■障害福祉にかかる事業を実施している団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

17 声の広報等発行事業

〔内容・現状〕

■広報紙をはじめとして、地域生活を送る上で必要度の高い情報などを障害のある人等 に定期的に提供します。

[サービス見込量の設定]

■過去の実績を勘案して見込みます。

図表 69 声の広報等発行事業の実績の推移と見込量(年間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数 (人)	38	35	34	32	33	30	30	30	30

注:平成29年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- ■任意事業であるので、地域における実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- ■事業を周知するとともに、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。
- ■障害福祉にかかる事業を実施している団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。

18 朗読奉仕員養成事業

〔内容・現状〕

■朗読奉仕員の養成のための研修を行う事業です。

[サービス見込量の設定]

■過去の実績を勘案して、現状維持を見込みます。

図表 70 朗読奉仕員養成事業の実績の推移と見込量 (年間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
受講者数(人)	9	14	6	15	6	10	10	10	10

注: 平成 29年度は計画値

- ■任意事業であるので、地域における実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- ■多くの市民が参加できるよう広報紙やホームページを活用した周知活動を行います。
- ■障害福祉にかかる事業を実施している団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を行います。
- ■奉仕員の養成や技能の向上を図るとともに、奉仕員の確保に努めます。

19 障害者虐待防止対策支援事業

〔内容・現状〕

- ■障害者虐待の未然防止や早期発見、適切な支援のために、支援体制の強化や協力体制の整備、普及啓発を図る事業です。
- ■本市では障害者センター内に障害者虐待防止センターを設置し、障害者やその家族、 関係者からの連絡や相談を受け付けています。24時間対応の専用電話も設置してい ます。
- ■障害者の安全を確保していく観点から、緊急一時保護の委託先を増やすなどの取組を 進めています。

図表 71 障害者虐待防止対策支援事業の実績の推移と見込

24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
_	_	実施						

[実施に関する考え方・見込量確保の方策]

- ■障害者の安全確認、障害者を一時的に保護する場所の確保、問題解決に向けた相談・ 指導・助言を行います。
- ■虐待に関しての通報義務や通報窓口について周知するなど虐待防止の啓発活動を行う とともに、障害者の権利擁護や障害に関する正しい知識を広めます。
- ■専門性の強化を図るとともに、関係機関等との連携協力体制を整備します。
- ■権利擁護のために、必要に応じて、成年後見制度の利用を検討します。

20 知的障害者職親委託事業

〔内容・現状〕

■知的障害者を一定期間職親に預けて、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用促進等を図る事業です。

[サービス見込量の設定]

■これまでの実績を踏まえて利用者数を見込みます。

図表 72 知的障害者職親委託事業の実績の推移と見込量 (年間)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数 (人)	3	2	3	3	3	2	3	3	3

注:平成29年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- ■任意事業であるので、地域における実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- ■障害者や家族等からの相談に応じ、適切な職親の紹介に努めます。
- ■事業の周知をするとともに、職親の確保に努めます。
- ■職親への委託に際しては、職員が職親の家庭を訪問して説明をするなど、委託が効果的に行えるよう必要な準備を行います。

21 医療的ケア支援事業

〔内容・現状〕

■看護師等を配置していない学校や施設等において、障害者(児)に対する医療的ケアを提供します。

[サービス見込量の設定]

■これまでの利用実績を基に、市内の医療的ケアに対するニーズを考慮して利用者数を 見込みます。

図表 73 医療的ケア支援事業の実績の推移と見込量(年間)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数 (人)	1	2	2	3	3	3

注:平成29年度は見込値

〔実施に関する考え方・見込量確保の方策〕

- ■地域における実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。また、実施に当たっては、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターと連携し、支援の質の確保を図ります。
- ■事業の周知を図るとともに、医療的ケアを提供する訪問看護事業者の確保に努めます。

資料編

策定経過

開催日等		項目	内容	
1	平成 29 年 8 月 31 日	障害福祉計画等市町村担当者説明 会	◇群馬県による、障害福祉計画等策定 に関する諸説明及び事務連絡	
2	平成 29 年 10 月 6 日	成果目標及びサービス必要見込量 の中間報告	◇群馬県へ資料提出	
3	平成 29 年 11 月 8 日	上記の中間報告に関する県ヒアリ ング	◇県障害福祉計画等との整合性を確認 ◇成果目標に関する数値の調整等実施	
4	平成 29 年 11 月 10 日~ 11 月 17 日	自立支援協議会全体会委員からの 意見聴取	◇第5期障害福祉計画及び第1期障害 児福祉計画骨子案に関する意見聴取	
5	平成 29 年 11 月 22 日	伊勢崎市基幹相談支援センターか らの意見聴取	◇計画相談に係る障害福祉サービス等 の供給量及び質に関しての意見聴取	
6	平成 29 年 12 月 6 日	自立支援協議会 全体会議	◇第5期障害福祉計画・第1期障害児 福祉計画(素案)について検討	
7	平成 30 年 1 月 8 日~ 2 月 6 日	パブリックコメント手続	◇6件(1人)	
8	平成 30 年 3 月 2 日	数値目標及びサービス必要見込量 の最終報告	◇群馬県へ提出	
9	平成 30 年 3 月 9 日	自立支援協議会 全体会議	◇第5期障害福祉計画・第1期障害児 福祉計画(案)の承認	
10	平成 30 年 3 月	第5期障害福祉計画・第1期障害児 福祉計画の策定	◇第5期障害福祉計画・第1期障害児 福祉計画の発行	



伊勢崎市第5期障害福祉計画・

第1期障害児福祉計画

発行日: 平成30年3月

発 行:伊勢崎市

編 集:伊勢崎市 福祉こども部 障害福祉課

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410

TEL 0270-27-2753 (直通)

FAX 0270-26-1808

E-mail f-shogai@city.isesaki.lg.jp